

11) ハ)若しくはロ)又はハ)若しくはロ)を算定している介護医療院については、イ、エ、リ、ルからロまで、ヨ、及びナからオまでは算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養支援加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注を算定している場合は、算定しない。

リ (略)

(前同)

メ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注を算定している場合は、算定しない。

(前同)

ル 経口移行加算 28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を始めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

12) ハ)若しくはロ)又はハ)若しくはロ)を算定している介護医療院については、イ、エ、リ、ルからロまで、シ、ツ、及びウは算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養支援加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

リ (略)

ヌ 栄養マネジメント加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ル 低栄養リスク改善加算 300単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ロ 経口移行加算 28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を始めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口移行指導

- (1) 経口移行指導 400単位
(2) 経口維持指導 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、医師が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会食等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合においては、当該指示を受ける管理栄養士が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでの注ロ又は経口移行指導を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(前同)

(前同)

ロ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔衛生管理加算 90単位
(2) 口腔衛生管理加算 110単位

(前同)

(前同)

(前同)

カ～キ (略)

2 経口移行指導

- (1) 経口移行指導 400単位
(2) 経口維持指導 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、医師が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会食等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合においては、当該指示を受ける管理栄養士が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行指導を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、医師が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して摂食防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

カ 口腔衛生管理加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

キ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護施設において、次に掲げるイの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(前同)

(前同)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、技術的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じて対応すること。

ク～ケ (略)

(新設)

ナ 排せつ支援加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 排せつ支援加算Ⅱ | 10単位 |
| (2) 排せつ支援加算Ⅲ | 15単位 |
| (3) 排せつ支援加算Ⅳ | 20単位 |

フ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ム 科学的介護推進体制加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ | 10単位 |
| (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ | 60単位 |

ロ 長期療養生活移行加算 60単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護医療院が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合にあっては、入所した日から起算して90日以内の期間に取り、長期療養生活移行加算として、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 療養病棟に1年以上入院していた者であること。
- ロ 介護医療院への入所にあたって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の相談を行うことを目的とする施設としての利用について説明を受けていること。

△ 移行定着支援加算 90単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを皆った場合は、平成30年3月31日までの間、届出を行った日から起算して1年までの期間に取り、1月につき所定単位数を加算する。

Ⅰ 介護医療院の人口、施設及び設備並びに運営に関する基準等に関する規定する転換を行って開設した介護医療院であること又は同介護医療院に係る規定する介護施設等老人保健施設が平成30年3月31日までの間に当該介護施設等老人保健施設の全部若しくは一部を廃止するとともに開設した介護医療院であること。

Ⅱ 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。

Ⅲ 入所者及び家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

コ 排せつ支援加算 100単位

作 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、介護医療院の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に取り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

Ⅲ 安全対策体制強化加算

(単位)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、其所掲目に限り所定単位数を加算する。

Ⅳ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) | 32単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) | 6単位 |

(前同)

Ⅴ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 |
- (前同)
- (前同)

Ⅵ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数 |

(前同)

Ⅶ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ) | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ) | 6単位 |

Ⅷ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成34年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 |
| (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ) | ロにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 |
| (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ) | ロにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 |

Ⅸ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) | イからロまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数 |

宅型サービス基本法第百八十二条において
準用する指定地域の算定方法及び基準は、ハ
ー二条第二項に規定する算定方法を準用する。

る費用の額の算定は、同条の例により算
定する。

ハ (略)

二 (略)

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の算定方法及び就業者の員数の算定方法及び介護予防小規模
多機能型等介護サービスの算定方法

イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数、指定介護予防小規模多機能型居宅介
護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防小
規模多機能型等介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所におい
て一体的に運営されている場合には、指定介護予防小規模多機能型等介護の登録者の
数及び指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計額が次の表の上欄に掲げる基準
に該当する場合には、介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げ
るところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能 型等介護費の算定方法
施行規則第四十一条の二十五の規定に基づ き市町村長に提出した運営規程に定められ る登録定員を超過すること、指定地域密着型 介護予防サービス基本法第五十八條第二項に 規定する算定方法。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費 単位数表の所定単位数に自分の七十を乗じて 得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予 防サービスに要する費用の額の算定に關する 基準の例により算定する。

ロ (略)

二 (略)

二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の算定方法及び就業者の員数の算定方法及び訪問型サ
ービス費の算定方法

イ 第一号通所事業の日平均の利用者の数、指定事業者が指定通所介護事業者の指定を受けて
受け、かつ、第一号通所事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営
されている場合には、第一号通所事業の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の
合計額が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、訪問型サービス費については、
同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める訪問型サ ービス費の算 定方法
施行規則第四十一条の六十三の規定に基 き市町村長に提出した運営規程に定め られている利用定員を超過すること、	介護保険法施行規則第四十条の八十三の二 第一号第一項に規定する厚生労働大臣が定め る基準(令和三年三月十九日告示第七十二号) 別添付表の所定単位数に自分の七十を乗 じて得た単位数を用いて、同表の例により 算定する。

る費用の額の算定は、同条の例により算
定する。

ロ (略)

二 (略)

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の算定方法及び就業者の員数の算定方法及び介護予防小規模
多機能型等介護サービスの算定方法

イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数、指定介護予防小規模多機能型居宅介
護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防小
規模多機能型等介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所におい
て一体的に運営されている場合には、指定介護予防小規模多機能型等介護の登録者の
数及び指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計額が次の表の上欄に掲げる基準
に該当する場合には、介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げ
るところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能 型等介護費の算定方法
施行規則第四十一条の二十五の規定に基づ き市町村長に提出した運営規程に定められ る登録定員を超過すること、	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費 単位数表の所定単位数に自分の七十を乗じて 得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予 防サービスに要する費用の額の算定に關する 基準の例により算定する。

ロ (略)

二 (略)

二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の算定方法及び就業者の員数の算定方法及び訪問型サ
ービス費の算定方法

イ 第一号通所事業の日平均の利用者の数、指定事業者が指定通所介護事業者の指定を受けて
受け、かつ、第一号通所事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営
されている場合には、第一号通所事業の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の
合計額が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、訪問型サービス費については、
同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める訪問型サ ービス費の算 定方法
施行規則第四十一条の六十三の規定に基 き市町村長に提出した運営規程に定め られている利用定員を超過すること、	介護保険法施行規則第四十条の八十三の二 第一号第一項に規定する厚生労働大臣が定め る基準(令和三年三月十九日告示第七十二号) 別添付表の所定単位数に自分の七十を乗 じて得た単位数を用いて、同表の例により 算定する。

は、通所サービス事業所の通所窓口又は通所窓口の員が次の表の1欄に掲げる口数の基準に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

厚生労働大臣が定める通所職員又は介護職員 員の口数の基準	厚生労働大臣が定める通所型サービス費の算 定方法
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス入所型サービスに定める口数を 置かないこと。	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別添付表に規定する口数に百分の七十を乗じて得た数を用いて、同表の欄により算定する。

（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部改正）
第五条 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十一年厚生省令第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ（略）

ロ 併設型短期入所生活介護又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ハ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

一 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一（条）項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和十八年法律第百三十三号）第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをい）、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第4号）第三十（条）に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（略）

（略）

イ 一から五までの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数にめじてから五までの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上

ハ 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を監視できる見守り機能（以下「見守り機能」という。）を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上配備していること

ロ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うまでの介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、取口同士の連携促進が図られていること

ハ 見守り機能及び情報通信機器（以下「見守り機能等」という。）を適用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機能等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な資料等を行い、及び当該事項の実施を定期的に検証すること。

ロ 夜勤を行う取口による災害への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に對する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

改 正 後

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ（略）

ロ 併設型短期入所生活介護又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ハ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

一 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十（条）項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和十八年法律第百三十三号）第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをい）、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第4号）第三十（条）に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（略）

（略）

イ 一から五までの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数にめじてから五までの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上

ハ 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を監視できる見守り機能（以下「見守り機能」という。）を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上配備していること

ロ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うまでの介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、取口同士の連携促進が図られていること

ハ 見守り機能及び情報通信機器（以下「見守り機能等」という。）を適用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機能等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な資料等を行い、及び当該事項の実施を定期的に検証すること。

ロ 夜勤を行う取口による災害への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に對する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

（補綴部分）

- (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 (3) 夜勤時間帯における緊急時の体制確保
 (4) 見守り機器等の定期的な点検
 (5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

指定居入所生活介護の利用者の数及び当該指定居入所生活介護の夜勤を行う職員の数の合計数が、六十以上の場合は「以上、六十以上の場合は、以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されていること」

(二) 二 (略)

ハ 夜勤職員配置加算(イ)からホまでを算定すべき指定居入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定居入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(二) (略)

ロ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも満たしている場合は、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二以上の数を減じた数とする。

イ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二分の九を減じた数

ロ 見守り機器を、当該指定居入所生活介護事業所の利用者の数の二分の二以上の数設置していること

ハ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な措置等が行われていること

ホ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二分の六を加えた数(ロ(1)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の十分の八を加えた数)

1 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定居入所生活介護事業所の利用者の数以上の数設置していること

ロ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携が図られていること

ハ 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者も共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること

ロ 夜勤を行う職員による見守りへの訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの確保

ハ 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

(3) 見守り機器等の定期的な点検

(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(二) 二 (略)

ハ 夜勤職員配置加算(イ)からホまでを算定すべき指定居入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定居入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(二) (略)

ロ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも満たしている場合は、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二分の九を加えた数以上であること。

イ 利用者の動向を確認できる見守り機器を、当該指定居入所生活介護事業所の利用者の数の二以上の数設置していること

ロ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な措置等が行われていること

ホ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二分の六を加えた数(ロ(1)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の十分の八を加えた数)

1 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定居入所生活介護事業所の利用者の数以上の数設置していること

ロ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携が図られていること

ハ 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者も共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること

ロ 夜勤を行う職員による見守りへの訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの確保

ハ 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

(3) 見守り機器等の定期的な点検

(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

② 夜間職員配置加算金を算定すべき指定短期入所生活介護の夜間を行う職員の勤務条件に關する基準

(一) 一般

一 夜間を行う介護職員又は看護職員の数が、イ又はロに規定する夜間を行う介護職員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる条件のいずれにも適合している場合は、イ又はロに定める数以上であること。

イ 次に掲げる条件のいずれにも適合している場合。イ又はロに規定する夜間を行う介護職員又は看護職員の数に、十分の九を加えた数。

ロ 足守り施設を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以下の施設として設けていること。

二 足守り施設を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

三 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。イ又はロに規定する夜間を行う介護職員又は看護職員の数に、十分の六を加えた数。

一 夜間時間帯を通じて、足守り施設を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設けていること。

二 夜間時間帯を通じて、夜間を行うための介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

三 足守り施設等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に關する次に掲げる事項を実施し、かつ、足守り施設等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者と共同して、「委員会」において必要な検討等を行い、及び当該事業所の施設を定期的に巡回すること。

一 夜間を行う職員による利用者の訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保。

二 夜間を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮。

三 足守り施設等の定期的な点検。

四 足守り施設等を安全かつ有効に活用するための職員研修。

二 (略)

三 認知症対応型共同生活介護又は短期利用認知症対応型共同生活介護を算定すべき指定短期入所生活介護の夜間を行う職員の勤務条件に關する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所に、夜間を行う介護従事者（指定地域密着型サービスの実施の人員、設備及び運営に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従事者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活介護（介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第八十条第一項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）（以下「以上であること」と。）ただし、同令第九十条第一項ただし書の規定が適用される場合にお

いては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

② 夜間職員配置加算金を算定すべき指定短期入所生活介護の夜間を行う職員の勤務条件に關する基準

(一) 一般

一 夜間を行う介護職員又は看護職員の数が、イ又はロに規定する夜間を行う介護職員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる条件のいずれにも適合している場合は、イ又はロに規定する夜間を行う介護職員又は看護職員の数に、十分の九を加えた数以上であること。

イ 次に掲げる条件のいずれにも適合している場合。イ又はロに規定する夜間を行う介護職員又は看護職員の数に、十分の九を加えた数。

ロ 利用者の動向を熟知できる足守り施設を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の施設として設けていること。

二 足守り施設を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

三 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。イ又はロに規定する夜間を行う介護職員又は看護職員の数に、十分の六を加えた数。

一 夜間を行う職員による利用者の訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保。

二 夜間を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮。

三 足守り施設等の定期的な点検。

四 足守り施設等を安全かつ有効に活用するための職員研修。

五 認知症対応型共同生活介護又は短期利用認知症対応型共同生活介護を算定すべき指定短期入所生活介護の夜間を行う職員の勤務条件に關する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所に、夜間を行う介護従事者（指定地域密着型サービスの実施の人員、設備及び運営に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従事者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活介護（介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第八十条第一項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）（以下「以上であること」と。）

ただし、同令第九十条第一項ただし書の規定が適用される場合において、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

三 認知症対応型共同生活介護又は短期利用認知症対応型共同生活介護を算定すべき指定短期入所生活介護の夜間を行う職員の勤務条件に關する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所に、夜間を行う介護従事者（指定地域密着型サービスの実施の人員、設備及び運営に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従事者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活介護（介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第八十条第一項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）（以下「以上であること」と。）

ただし、同令第九十条第一項ただし書の規定が適用される場合において、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

三 認知症対応型共同生活介護又は短期利用認知症対応型共同生活介護を算定すべき指定短期入所生活介護の夜間を行う職員の勤務条件に關する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所に、夜間を行う介護従事者（指定地域密着型サービスの実施の人員、設備及び運営に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従事者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活介護（介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第八十条第一項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）（以下「以上であること」と。）

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の新規条件に関する基準

イ (新)

一 経時的に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経時的ユニット型経時的に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 (新)

一 ユニット型経時的に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 (新)

一 夜勤勤務配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(イ)若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

三 (略)

一 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二を加えた数以上であること。ただし、次のロ又はロに掲げる場合は、当該ロ又はロに定める数以上であること。

二 (略)

一 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。第二号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二を加えた数。第二号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数に達していること。

二 (略)

一 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な維持費が行われていること。

二 (略)

一 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。第二号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二を加えた数。第二号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数に達していること。

二 (略)

一 夜勤時間所を適して、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を備えていること。

二 (略)

一 見守り機器等を活用する際の安全な取扱い及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該委員会の実施を定期的に確認すること。

二 (略)

一 夜勤を行う職員に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保。

二 (略)

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (新)

一 経時的に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型経時的に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 (新)

一 ユニット型経時的に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 (新)

一 夜勤勤務配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(イ)若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

三 (略)

一 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第二号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二を加えた数以上であること。

二 (略)

一 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な維持費が行われていること。

二 (略)

一 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。第二号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数の二を加えた数。第二号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数に達していること。

二 (略)

一 夜勤時間所を適して、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を備えていること。

二 (略)

一 見守り機器等を活用する際の安全な取扱い及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該委員会の実施を定期的に確認すること。

二 (略)

一 夜勤を行う職員に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保。

二 (略)

一 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な維持費が行われていること。

二 (略)

(2) (略)

(8) 夜勤職員配置加算印子を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一廿四に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次の日又は日に掲げる場合は、当該日又は日に定める数以上であること。

イ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。第一廿四に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数。

ロ 足守り施設を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の以上の数に達していること。

ハ 足守り施設を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な資料等が利用されていること。

ニ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。第一廿四に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数。

イ 夜勤時間帯を通じて、足守り施設を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上確保していること。

ロ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、資格者は職務を使用し、職員同士の連携促進を図っていること。

ハ 足守り施設等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、足守り施設等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の名を共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

一 夜勤を行う職員によるケアへの訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケアによる入所者の安全及びケアの質の確保

二 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

三 足守り施設等の定期的な点検

四 足守り施設等を安全かつ有効に活用するための職員研修

五 夜勤職員配置加算印子を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

六 介護職員二二ノ下型経路型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (略)

(3) (略)

(2) (略)

(8) 夜勤職員配置加算印子を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一廿四に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一廿四に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

イ 入所者の移動を援助できる足守り施設を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の十五以上の数に達していること。

ロ 足守り施設を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な資料等が利用されていること。

ハ 足守り施設等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、足守り施設等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の名を共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

一 夜勤を行う職員によるケアへの訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケアによる入所者の安全及びケアの質の確保

二 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

三 足守り施設等を安全かつ有効に活用するための職員研修

四 夜勤職員配置加算印子を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

五 介護職員二二ノ下型経路型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

六 介護職員二二ノ下型経路型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

七 介護職員二二ノ下型経路型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

八 介護職員二二ノ下型経路型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

九 介護職員二二ノ下型経路型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

十 介護職員二二ノ下型経路型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (略)

(3) (略)

3～6 (略)	
7 最終評価指標	350単位
注1 (略)	
2 介護医療院において、入所者ごとの研修計画等の情報を厚生労働省に提出し、地方の実施に当たって、当該情報その他の実施法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合には、1月につき所定単位数に20単位を加算する。	
3 (略)	
8 臨床情報提供	
イ・ロ (略)	
注1 イについては、併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第7項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下この号において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、病院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。	
2 (略)	
9 理学療法（1回につき）	
イ・ロ (略)	
注1～5 (略)	
6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に30単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。	
10 作業療法（1回につき）	123単位
注1～5 (略)	
6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。	

3～6 (略)	
7 最終評価指標	350単位
注1 (略)	
(新設)	
2 (略)	
8 臨床情報提供	
イ・ロ (略)	
注1 イについては、併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第7項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下この号において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。	
2 (略)	
9 理学療法（1回につき）	
イ・ロ (略)	
注1～5 (略)	
(新設)	
10 作業療法（1回につき）	123単位
注1～5 (略)	
(新設)	

二 指定居宅サービスに関する費用の額の算定（以下「二」）

（改正）

（一）（改正）

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省令第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注10から注15まで、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額

（二）（改正）

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注1から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百一十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防費のイの注1から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額

（三）（改正）

（改正）

（介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第六十八條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部改正）
第七條 介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第六十八條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十一年厚生省告示第十八号）の、補正次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

（補正部分は改正部分）

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省令第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注10から注15まで、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注1から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百一十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防費のイの注1から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額

三・四（略）

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注1、注2、注3及び注4から注6までの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の通所介護費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合はイからハまでの注2を算定してはならない）を算定している場合は、イからハまでの注1の規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合はイからハまでの注2を算定してはならない）を算定してはならない。

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注1、注2、注3及び注4から注6までの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合はイからハまでの注2を算定してはならない）を算定してはならない。

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防型短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防型短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額

（改正）

（改正）

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省令第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注10から注15まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注1から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百一十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防費のイの注1から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額

三・四（略）

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注1、注2、注3及び注4から注6までの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の通所介護費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合はイからハまでの注2を算定してはならない）を算定してはならない。

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注1、注2、注3及び注4から注6までの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合はイからハまでの注2を算定してはならない）を算定してはならない。

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防型短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防型短期入所生活介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額

(一縣)		熊本縣	(一縣)		愛媛縣	徳島縣	(一縣)		愛知縣		靜岡縣	(一縣)
(一縣)		山梨町	(一縣)	西千市	大洲市	(一縣)	(一縣)	新城市	(一縣)	川根市町	(一縣)	(一縣)
(二縣)		井田川、大平、高月、野野原、藤々田、松原、安丸、長崎、橘花上、下田、大足口、土文尾、工目、森相、東片原、横、森辻、伊勢、黒谷、神の利、塩川、坂、方々野原、八木	(一縣)	片川、西、丁、林、坂、村、釜川、田之宮、及、寺下泊	高山、平地、杉木、更金山、手成、成川、櫻橋、益茂、喜多山、今坊、備牛、及び出湯	(一縣)	(一縣)	豊橋、六郷、前末、皇親、木事、及び大野	(一縣)		(一縣)	(一縣)

(略)		徳島県	(新設)	(略)		愛知県	(略)	静岡県	(略)
(略)	山梨町	(略)	(新設)	(略)	(略)	青森市	(略)	(新設)	(略)
(略)	井原田、上平、高月、野野原、鶴ヶ川、仏原及び東方	(略)	(新設)	(略)	(略)	宇津	(略)	(略)	(略)

（厚生労働大臣の定める利用費金が決定する時刻）は、同様の時刻に属する且、同様の一日改定第九條 厚生労働大臣の定める利用および決定する特別な居宅等の提供に係る基準等（平成

(傍観部分は真正部分)

改 正 後	一 利用者が選定する特別な居住等の提供に係る基準 イ、ハ、（略） ト、その他 （略） （四） 指定居住サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第十九号）別表指定居住サービス介護給付費単位表の要項に所定介護費のイ及びロの注リ並びに要項入所費表介護費のイ（中）からロまでの注13、ロ（中）からロまでの注11、ハ（中）からロまでの注10、ニ（中）からロまでの注6及びロ（中）からロまでの注10、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第十九号）別表指定施設サービス等介護給付費単位表の介護給付施設サービスイ及びロの注15並びに注19、介護保険施設サービスイ及びロの注11並びに注14並びに介護保険施設サービスイ（中）からロまでの注15、イ（中）からロまでの注13、ロ（中）及びロの注12、ロ（中）及びロの注13、ハ（中）からロまでの注12並びにハ（中）からロまでの注11並びに介護保険施設サービスイ（中）からロまでの注12及び
改 正 前	一 利用者が選定する特別な居住等の提供に係る基準 イ、ハ、（略） ト、その他 （略） （四） 指定居住サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省令第十九号）別表指定居住サービス介護給付費単位表の要項に所定介護費のイ及びロの注リ並びに要項入所費表介護費のイ（中）からロまでの注13、ロ（中）からロまでの注11、ハ（中）からロまでの注10、ニ（中）からロまでの注6及びロ（中）からロまでの注10、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省令第二十号）別表指定施設サービス等介護給付費単位表の介護給付施設サービスイ及びロの注15並びに注16、介護保険施設サービスイ及びロの注11並びに注12並びに介護保険施設サービスイ（中）からロまでの注15、イ（中）からロまでの注13、ロ（中）及びロの注9、ロ（中）及びロの注10、ハ（中）からロまでの注7並びにハ（中）からロまでの注8並びに介護保険施設サービスイ（中）からロまでの注10及び

「介護保険法施行法第一、第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を算定して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第二十二号「介護保険法施行法第一、第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を算定して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第二十二号）」の、部を次の表のように改正する。

改 正 前	改 正 後
介護保険法施行法（平成十九年法律第百二十四号）第三十項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を算定して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき千四百四十五円とする。	介護保険法施行法（平成十九年法律第百二十四号）第三十項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を算定して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき千四百四十五円とする。

「介護保険法施行法第一、第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における平均的な費用の額及び施設の利用その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一（改正）」
第十三条 介護保険法施行法第一、第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における平均的な費用の額及び施設の利用その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（補正部分）	（補正部分）

改 正 前	改 正 後
備考 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一八号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（以下「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」という。）又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生労働省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護施設給付費サービス費若しくは経費的ユニット型介護施設給付費サービス費を算定すべき者が利用する居室をいう。	備考 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一八号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（以下「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」という。）又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生労働省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型介護施設給付費サービス費若しくは経費的ユニット型介護施設給付費サービス費を算定すべき者が利用する居室をいう。
（補正部分）	（補正部分）

第十四条 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（略） 一 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 三 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 （略） （山）ユニットに属する居室、喫煙室及び病室（以下「居室等」という。）ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定個室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第二十一号）別表指定個室サービス介護給付費単位数表の	（略） 一 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 三 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 （略） （山）ユニットに属する居室、喫煙室及び病室（以下「居室等」という。）ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定個室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第二十一号）別表指定個室サービス介護給付費単位数表の

短期入所療養介護費のイ山から③までの住11、ロ山から③までの住10、二山から③までの住6及び本山からの①までの住10、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別添指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護提供施設サービス及びロの住11並びに住12、介護提供施設サービス及びイの山から③までの住15及び住16、ロ山及びロの住9及び住10、ハ山から③までの住10及び住11並びに介護提供施設サービス及びイの山から③までの住10及び住11並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）別添指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ山及びロの住10、ロ山から③までの住9、ハ山及びロの住8、二山から③までの住4並びに本山から③までの住8に定める費（以下、従来適用基準等例外費等という。）が利用、入所又は入院するものは除く（並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所介護事業所の居室に属する）のうち定員が一人以上のもの、資料及び光熱水費に相当する額）

五（略）
ロ（略）
三（略）

「指定地域密着型介護サービス」に要する費用の額の算定に関する基準の一部は正。
第十五条 指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）の部を次の表のように改正する。

改正 正 誤

別添

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

一 施設別・施設利用形態別介護費率表

イ 短期施設・臨時利用形態別介護費率表（以下に同じ）

ロ 短期施設サービス及びロの住11

（一） 敷金費1

（二） 敷金費2

（三） 敷金費3

（四） 敷金費4

（五） 敷金費5

（六） 短期施設サービス及びロの住11

（一） 敷金費1

（二） 敷金費2

（三） 敷金費3

（四） 敷金費4

（五） 敷金費5

5,007単位

10,109単位

16,883単位

21,367単位

26,891単位

31,512単位

32,967単位

19,821単位

24,301単位

29,825単位

短期入所療養介護費のイ山から③までの住14、ロ山から③までの住14、二山から③までの住6及び本山からの①までの住10、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十七年厚生省告示第二十一号）別添指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護提供施設サービス及びロの住11並びに住12、介護提供施設サービス及びイの山から③までの住15及び住16、ロ山及びロの住9及び住10、ハ山から③までの住10及び住11並びに介護提供施設サービス及びイの山から③までの住10及び住11並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）別添指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ山及びロの住10、ロ山から③までの住9、ハ山及びロの住8、二山から③までの住4並びに本山から③までの住8に定める費（以下、従来適用基準等例外費等という。）が利用、入所又は入院するものは除く（並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所介護事業所の居室に属する）のうち定員が一人以上のもの、資料及び光熱水費に相当する額）

五（略）
ロ（略）
三（略）

「部を次の表のように改正する。」

改正 正 誤

別添

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

一 施設別・施設利用形態別介護費率表

イ 短期施設・臨時利用形態別介護費率表（以下に同じ）

ロ 短期施設サービス及びロの住11

（一） 敷金費1

（二） 敷金費2

（三） 敷金費3

（四） 敷金費4

（五） 敷金費5

（六） 短期施設サービス及びロの住11

（一） 敷金費1

（二） 敷金費2

（三） 敷金費3

（四） 敷金費4

（五） 敷金費5

5,007単位

10,134単位

16,883単位

21,393単位

26,917単位

31,532単位

32,987単位

19,822単位

24,301単位

29,825単位

29,812単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護コース（1月につき）

(1) 要介護1	5,897単位
(2) 要介護2	10,188単位
(3) 要介護3	18,883単位
(4) 要介護4	21,337単位
(5) 要介護5	35,629単位
注1～14（略）	

ノ～ハ（略）

ト 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ	80単位
(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ	100単位

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	730単位
(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ	640単位
(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ	350単位

〔附則〕

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ	イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ	イからエまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

〔附則〕

〔略〕

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護コース（1月につき）

(1) 要介護1	5,899単位
(2) 要介護2	10,189単位
(3) 要介護3	18,885単位
(4) 要介護4	21,339単位
(5) 要介護5	35,732単位
注1～14（略）	

ハ～ハ（略）

〔系統〕

上 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	840単位
(2) サービス提供体制強化加算ⅠⅡ	500単位
(3) サービス提供体制強化加算ⅡⅠ	300単位
(4) サービス提供体制強化加算ⅡⅡ	330単位

下 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、64及び65については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ	イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ	イからエまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ	イにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ	エにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(イ) イからエまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(ロ) イからエまでにより算定した単位数の100分の85に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護

イ (略)

- ロ 夜間対応型訪問介護加算 1月につき2,500単位
注1～3 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス又は第4条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。)又は随時訪問サービス(同項に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事業所の夜間対応型訪問介護従事者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、特別地域夜間対応型訪問介護加算として、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の85に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事業所の夜間対応型訪問介護従事者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1月につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(イ) イからエまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(ロ) イからエまでにより算定した単位数の100分の85に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護

イ (略)

- ロ 夜間対応型訪問介護加算 1月につき2,500単位
注1～2 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス又は第4条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。以下この注において同じ。)又は随時訪問サービス(同項に規定する随時訪問サービスをいう。以下この注において同じ。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

(新設)

(新設)

ロ 指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域)を越えて、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った数に1回につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7・8 (略)

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った数に1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

一 認知症専門ケア加算(1)	3単位
二 認知症専門ケア加算(2)	1単位

(2) ロを算定している場合

一 認知症専門ケア加算(1)	90単位
二 認知症専門ケア加算(2)	120単位

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った数に1回につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

(1) イを算定している場合

一 サービス提供体制強化加算(1)	22単位
二 サービス提供体制強化加算(2)	18単位
三 サービス提供体制強化加算(3)	6単位

(別表)

(2) ロを算定している場合

一 サービス提供体制強化加算(1)	154単位
二 サービス提供体制強化加算(2)	128単位
三 サービス提供体制強化加算(3)	42単位

(別表)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからロまでにより算定した単位数の100分の137に相当する単位数

(新設)

1・5 (略)

(新設)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1回につき、(3)及び(4)については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ 18単位

(新設)

(新設)

(新設)

(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ 12単位

(3) サービス提供体制強化加算(2)イ 126単位

(新設)

(新設)

(新設)

(4) サービス提供体制強化加算(2)ロ 84単位

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(1)及び(2)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからロまでにより算定した単位数の100分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからロまでにより算定した単位数の100分の50に相当する単位数

(附則)

(附則)

介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に準じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の100分の50に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の100分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護

イ 地域密着型通所介護

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	415単位
二 要介護2	478単位
三 要介護3	538単位
四 要介護4	596単位
五 要介護5	651単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	435単位
二 要介護2	498単位
三 要介護3	554単位
四 要介護4	617単位
五 要介護5	682単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	635単位
二 要介護2	727単位
三 要介護3	820単位
四 要介護4	1,010単位
五 要介護5	1,130単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	676単位
二 要介護2	798単位
三 要介護3	922単位
四 要介護4	1,045単位
五 要介護5	1,168単位

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからロまでにより算定した単位数の100分の50に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅴ ①により算定した単位数の100分の50に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅵ ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に準じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の100分の50に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の100分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護

イ 地域密着型通所介護

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	409単位
二 要介護2	469単位
三 要介護3	530単位
四 要介護4	589単位
五 要介護5	641単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	429単位
二 要介護2	491単位
三 要介護3	553単位
四 要介護4	617単位
五 要介護5	682単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	645単位
二 要介護2	761単位
三 要介護3	879単位
四 要介護4	993単位
五 要介護5	1,113単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	686単位
二 要介護2	796単位
三 要介護3	909単位
四 要介護4	1,029単位
五 要介護5	1,150単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 要介護1	780単位
ロ 要介護2	887単位
ハ 要介護3	1,028単位
ニ 要介護4	1,168単位
ホ 要介護5	1,268単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ 要介護1	780単位
ロ 要介護2	922単位
ハ 要介護3	1,063単位
ニ 要介護4	1,216単位
ホ 要介護5	1,360単位

ロ 療養通所介護費（1月につき） 12,091単位

（前号）

（前号）

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第10条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第8条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 要介護1	780単位
ロ 要介護2	873単位
ハ 要介護3	1,012単位
ニ 要介護4	1,130単位
ホ 要介護5	1,288単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ 要介護1	780単位
ロ 要介護2	908単位
ハ 要介護3	1,038単位
ニ 要介護4	1,197単位
ホ 要介護5	1,339単位

ロ 療養通所介護費 1,519単位

(1) 所要時間8時間以上9時間未満の場合 1,012単位

(2) 所要時間8時間以上9時間未満の場合 1,519単位

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第10条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第8条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第10条第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 イについて、入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、指定地域密着型通所介護事業所が提供する指定地域密着型通所介護の算定における提供回数について、利用者1人当たり平均回数が、月5回に満たない場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。

4 (略)

5 イについて、感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合、市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための新設若しくは増設を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌々月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

6・7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活機能向上支援加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

9 (略)

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------|------|
| ① 入浴介助加算Ⅰ | 40単位 |
| ② 入浴介助加算Ⅱ | 50単位 |

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる14分に限り、①については、利用者の居住形態等により当該個別機能訓練計画を見直し、場合を置き3月に1回を限度として、1月につき、②については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、①は算定せず、②は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- | | |
|---------------|-------|
| ① 生活機能向上支援加算Ⅰ | 100単位 |
| ② 生活機能向上支援加算Ⅱ | 200単位 |

(新設)

3 (略)

(新設)

1・5 (略)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活機能向上支援加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

9 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、生活機能向上支援加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注13を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

- 13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に満たない区分に従い、Ⅰ及びⅡについては1日につき次に掲げる単位数を、Ⅲについては1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算Ⅰイを算定している場合には、個別機能訓練加算Ⅰロは算定しない。
- | | |
|--------------|------|
| ① 個別機能訓練加算Ⅰイ | 55単位 |
| ② 個別機能訓練加算Ⅰロ | 85単位 |
| ③ 個別機能訓練加算ⅠⅢ | 20単位 |
- 14 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に満たない区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- | | |
|--------------|------|
| ① AⅠⅠ 維持等加算Ⅰ | 30単位 |
| ② AⅠⅡ 維持等加算Ⅱ | 60単位 |
- 15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、Ⅱアを算定している場合は、算定しない。
- 16 (略)
- 17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、痴呆発症リスクが軽減されることと見込まれることとをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、痴呆アセスメント加算として、1月につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が痴呆改善加算の算定に係る痴呆改善サービスを受けている間及び当該痴呆改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- ① 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の各(注1)において「管理栄養士等」という1が共同して痴呆アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
 - ③ 利用者ごとの痴呆状態等の情報を厚生労働省に提出し、痴呆管理の実施に当たって、当該情報その他痴呆管理の適切なかつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - ④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。
- 18 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た、痴呆状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の痴呆状態の改善等を目的として、個別的に実施される痴呆食事相談等の痴呆管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「痴呆改善サービ

- 11 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に満たない区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 個別機能訓練加算Ⅰ	40単位
ロ 個別機能訓練加算Ⅱ	30単位
(新設)	

- 12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に満たない区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- | | |
|--------------|-----|
| イ AⅠⅠ 維持等加算Ⅰ | 3単位 |
| ロ AⅠⅡ 維持等加算Ⅱ | 6単位 |
- 13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、Ⅱアを算定している場合は、算定しない。

- 14 (略)
(傍注)

- 15 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た、痴呆状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の痴呆状態の改善等を目的として、個別的に実施される痴呆食事相談等の痴呆管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「痴呆改善サービ

ス」という計を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) (略)

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の口腔を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4)・(5) (略)

19 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の事業者が、利用開始時及び利用中8月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)

20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)

5単位

20 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は食事・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この節において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該月から掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算(I)

150単位

(2) 口腔機能向上加算(II)

160単位

(前同)

(前同)

ス」という計を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

1) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

2) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

二・ホ (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の事業者が、利用開始時及び利用中8月ごとに利用者の栄養状態について把握を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(前同)

(前同)

17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は食事・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この節において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(前同)

(前同)

イ 管理栄養士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、管理栄養士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能向上管理指導計画を作成していること。

(別添)

(別添)

(別添)

(別添)

(別添)

21 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

① 利用者ごとの入り口数（入り口の扉数に基づき測定した値をいう。以下同じ）、全室状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第124号）第五条の三第1項に規定する認知症をいう。以下同じ）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

② 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

22 (略)

23 利用者が一の指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護事業所が指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は、算定しない。

24 イについて、指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1月につき44単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により定避が必要であると認められる利用者に対して定避を行った場合は、この限りでない。

25 イについて、利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の定避を行わない場合は、片道につき1単位を所定単位数から減算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事

26 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

27 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。

18 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で、当該基準による定避を行った場合は、個別定避体制強化加算として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

19 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で、当該基準による入浴介助を行った場合は、入浴介助体制強化加算として、1月につき60単位を所定単位数に加算する。

(新設)

20 (略)

(新設)

21 指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1月につき44単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により定避が必要であると認められる利用者に対して定避を行った場合は、この限りでない。

22 利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の定避を行わない場合は、片道につき1単位を所定単位数から減算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事

業所が利用者に対し指定療養所介護を行った場合は、当該基準に据える区分に従い、介について1回につき、いについては1月につき、次に掲げる所定単位数を計算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位
② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位
③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

(別添)

(別添)

(2) ロを算定している場合

① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	48単位
② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	24単位

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に据える区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11-13) (略)

(別添)

(別添)

ホ (給)

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

(1) 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

ロ 所要時間3時間以上4時間未満の場合

ア 要介護1	542単位
イ 要介護2	606単位
ウ 要介護3	652単位
エ 要介護4	707単位
オ 要介護5	761単位

ハ 所要時間4時間以上5時間未満の場合

ア 要介護1	568単位
イ 要介護2	625単位
ウ 要介護3	683単位
エ 要介護4	740単位
オ 要介護5	797単位

ニ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

ア 要介護1	836単位
イ 要介護2	948単位

業所が利用者に対し指定療養所介護を行った場合は、当該基準に据える区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を計算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11' サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

18単位

(新設)

(新設)

(新設)

12' サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

12単位

13' サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6単位

14' サービス提供体制強化加算(Ⅳ)

6単位

(新設)

(新設)

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に据える区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11-13) (略)

11' 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ①により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

12' 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (給)

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

(1) 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

ロ 所要時間3時間以上4時間未満の場合

ア 要介護1	540単位
イ 要介護2	591単位
ウ 要介護3	630単位
エ 要介護4	703単位
オ 要介護5	739単位

ハ 所要時間4時間以上5時間未満の場合

ア 要介護1	566単位
イ 要介護2	632単位
ウ 要介護3	681単位
エ 要介護4	738単位
オ 要介護5	793単位

ニ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

ア 要介護1	853単位
イ 要介護2	945単位

- ④ 要介級3
- ⑤ 要介級4
- ⑥ 要介級5

1,038単位
1,039単位
1,025単位

② 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

970単位
972単位
1,064単位
1,059単位
1,234単位

③ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

932単位
1,100単位
1,200単位
1,016単位
1,124単位

④ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

1,021単位
1,130単位
1,240単位
1,050単位
1,080単位

⑤ 立寄時間10時間以上所要時間

① 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

980単位
970単位
960単位
994単位
1,020単位

② 所要時間9時間以上10時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

934単位
925単位
911単位
925単位
919単位

③ 所要時間10時間以上11時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

960単位
952単位
931単位
1,014単位
1,007単位

- ④ 要介級3
- ⑤ 要介級4
- ⑥ 要介級5

1,038単位
1,037単位
1,219単位

② 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

970単位
969単位
1,061単位
1,056単位
1,230単位

③ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

981単位
1,007単位
1,201単位
1,012単位
1,120単位

④ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

1,021単位
1,130単位
1,240単位
1,050単位
1,080単位

⑤ 立寄時間10時間以上所要時間

① 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

980単位
970単位
960単位
994単位
1,020単位

② 所要時間9時間以上10時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

934単位
925単位
911単位
925単位
919単位

③ 所要時間10時間以上11時間未満の場合

- ④ 要介級1
- ⑤ 要介級2
- ⑥ 要介級3
- ⑦ 要介級4
- ⑧ 要介級5

960単位
952単位
931単位
1,014単位
1,007単位

98. 所需時間在時間以上7時間未滿の場合

イ 要介級1	264単位
ロ 要介級2	271単位
ハ 要介級3	280単位
ニ 要介級4	287単位
ホ 要介級5	292単位

99. 所需時間7時間以上9時間未滿の場合

イ 要介級1	290単位
ロ 要介級2	297単位
ハ 要介級3	303単位
ニ 要介級4	310単位
ホ 要介級5	315単位

100. 所需時間9時間以上11時間未滿の場合

イ 要介級1	320単位
ロ 要介級2	326単位
ハ 要介級3	333単位
ニ 要介級4	339単位
ホ 要介級5	345単位

101. 定期試験の要請を介級単位

(1) 所要時間3時間以上4時間未滿の場合

イ 要介級1	256単位
ロ 要介級2	258単位
ハ 要介級3	265単位
ニ 要介級4	274単位
ホ 要介級5	281単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未滿の場合

イ 要介級1	270単位
ロ 要介級2	276単位
ハ 要介級3	280単位
ニ 要介級4	289単位
ホ 要介級5	298単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未滿の場合

イ 要介級1	314単位
ロ 要介級2	320単位
ハ 要介級3	326単位
ニ 要介級4	332単位
ホ 要介級5	338単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未滿の場合

イ 要介級1	355単位
ロ 要介級2	361単位
ハ 要介級3	368単位
ニ 要介級4	375単位
ホ 要介級5	381単位

102. 所要時間7時間以上9時間未滿の場合

イ 要介級1	283単位
ロ 要介級2	287単位
ハ 要介級3	295単位
ニ 要介級4	302単位
ホ 要介級5	307単位

103. 所要時間9時間以上11時間未滿の場合

イ 要介級1	300単位
ロ 要介級2	304単位
ハ 要介級3	310単位
ニ 要介級4	317単位
ホ 要介級5	323単位

104. 所要時間11時間以上13時間未滿の場合

イ 要介級1	317単位
ロ 要介級2	323単位
ハ 要介級3	329単位
ニ 要介級4	335単位
ホ 要介級5	341単位

105. 定期試験の要請を介級単位

(1) 所要時間3時間以上4時間未滿の場合

イ 要介級1	263単位
ロ 要介級2	275単位
ハ 要介級3	281単位
ニ 要介級4	290単位
ホ 要介級5	297単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未滿の場合

イ 要介級1	277単位
ロ 要介級2	284単位
ハ 要介級3	287単位
ニ 要介級4	297単位
ホ 要介級5	307単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未滿の場合

イ 要介級1	318単位
ロ 要介級2	326単位
ハ 要介級3	333単位
ニ 要介級4	340単位
ホ 要介級5	347単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未滿の場合

イ 要介級1	355単位
ロ 要介級2	360単位
ハ 要介級3	367単位
ニ 要介級4	375単位
ホ 要介級5	381単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 要介護1	382単位
ロ 要介護2	541単位
ハ 要介護3	589単位
ニ 要介護4	577単位
ホ 要介護5	592単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ 要介護1	539単位
ロ 要介護2	658単位
ハ 要介護3	672単位
ニ 要介護4	686単位
ホ 要介護5	692単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第12条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第13条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第14条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に費した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第15条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は介護職員若しくは介護職員員の人数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年同月における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々日から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対処するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

4 (略)

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者（指定地域密着型サービス基準第12条第1項に規定する従業者又は指定地域密着型サービス基準第13条第1項に規定する従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第14条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 要介護1	520単位
ロ 要介護2	589単位
ハ 要介護3	577単位
ニ 要介護4	576単位
ホ 要介護5	585単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ 要介護1	537単位
ロ 要介護2	655単位
ハ 要介護3	676単位
ニ 要介護4	691単位
ホ 要介護5	693単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第12条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第13条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第14条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第15条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は介護職員若しくは介護職員員の人数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(前設)

3 (略)

(前設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------|------|
| ① 入浴介助加算(1) | 40単位 |
| ② 入浴介助加算(2) | 56単位 |

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の身体状態等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 生活機能向上支援加算(1) | 100単位 |
| ② 生活機能向上支援加算(2) | 200単位 |

8 指定認知症対応型通所介護を行う時間単に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきう師(はり師及びきう師については、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(1)として、1月につき27単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(1)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生分園等に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(2)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------|------|
| ① A1(1)維持等加算(1) | 30単位 |
| ② A1(1)維持等加算(2) | 60単位 |

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1月につき30単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上支援加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。ただし、これを算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6 指定認知症対応型通所介護を行う時間単に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきう師(はり師及びきう師については、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1月につき27単位を所定単位数に加算する。

(新設)

10 (略)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することを含む。以下この法において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

12 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

13 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の各（注1）において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

14 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他の栄養管理の適切なつなぎを実現のために必要な情報を活用していること。

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

11 (略)

12 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの朝食・昼下膳及び夜食等にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

13 利用者ごとの栄養ケア計画に盛り、必要に応じて当該利用者の同意を徵し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

14・15 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定認知症対応型通所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの算定を予定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

14 口腔・栄養スクリーニング加算(1)

20単位

15 口腔・栄養スクリーニング加算(2)

5単位

7 (略)

(新設)

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に3回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

14 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の各（以下この法において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの朝食・昼下膳及び夜食等にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

15 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

二・ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔ケアの指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

① 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位
② 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位
(例示)	
(例示)	

(例示)

(例示)

(例示)

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

- ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ② 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

16～18 (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔ケアの指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語療法士、歯科衛生士又は言語聴覚士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、言語聴覚士、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善計画指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善計画指導計画に従い言語療法士、歯科衛生士又は言語聴覚士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善計画指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

11～13 (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

1 同につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) | 33単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) | 6単位 |

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は利用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該月から掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

ホ (略)

1 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- | | |
|--------|----------|
| ⅰ 要介護1 | 10,423単位 |
| ⅱ 要介護2 | 15,318単位 |
| ⅲ 要介護3 | 22,283単位 |
| ⅳ 要介護4 | 24,590単位 |
| ⅴ 要介護5 | 27,117単位 |

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- | | |
|--------|----------|
| ⅰ 要介護1 | 9,391単位 |
| ⅱ 要介護2 | 13,802単位 |
| ⅲ 要介護3 | 20,076単位 |
| ⅳ 要介護4 | 22,158単位 |
| ⅴ 要介護5 | 24,183単位 |

(1) 短期利用型介護費（1日につき）

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要介護1 | 570単位 |
| ⅱ 要介護2 | 638単位 |
| ⅲ 要介護3 | 707単位 |
| ⅳ 要介護4 | 771単位 |
| ⅴ 要介護5 | 840単位 |

1 同につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 18単位 |
| ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰⅱ | 12単位 |
| ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は利用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該月から掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間（4年度以降については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)

- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 30により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 30により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (略)

1 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- | | |
|--------|----------|
| ⅰ 要介護1 | 10,351単位 |
| ⅱ 要介護2 | 15,232単位 |
| ⅲ 要介護3 | 22,137単位 |
| ⅳ 要介護4 | 24,454単位 |
| ⅴ 要介護5 | 26,864単位 |

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- | | |
|--------|----------|
| ⅰ 要介護1 | 9,338単位 |
| ⅱ 要介護2 | 13,721単位 |
| ⅲ 要介護3 | 19,883単位 |
| ⅳ 要介護4 | 21,833単位 |
| ⅴ 要介護5 | 24,203単位 |

(1) 短期利用型介護費（1日につき）

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要介護1 | 567単位 |
| ⅱ 要介護2 | 634単位 |
| ⅲ 要介護3 | 703単位 |
| ⅳ 要介護4 | 770単位 |
| ⅴ 要介護5 | 833単位 |

付1-6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事業所の小規模多機能型居宅介護従事者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事業所の小規模多機能型居宅介護従事者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 認知症・心理状態緊急対応加算

ロ ロについて、医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に對し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき300単位を所定単位数に加算する。

ハ～ヌ (略)

ル 生活機能向上連携加算

(1)・(2) (略)

注 1 (1)について、介護支援専門員（指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している区域提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

フ 口腔・栄養スクリーニング加算 30単位

イ イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。

ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

付1-7 (略)

(新設)

(新設)

7 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

ホ～リ (略)

ヌ 生活機能向上連携加算

(1)・(2) (略)

注 1 (1)について、介護支援専門員（指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している区域提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。この注及び注2において同じ。）を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

ル 栄養スクリーニング加算 5単位

イ イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が既に栄養状態の場合にあっては、既栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ロ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとの入居申請、入居相談、入居支援、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他の指定小規模多機能型居宅介護を要する有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

- | | |
|-----------------|-------|
| イ サービス提供体制強化加算Ⅰ | 700単位 |
| ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ | 600単位 |
| ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 500単位 |

(別表)

(2) ロを算定している場合

- | | |
|-----------------|------|
| イ サービス提供体制強化加算Ⅰ | 25単位 |
| ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ | 21単位 |
| ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 12単位 |

(別表)

キ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善の実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(別表)

(別表)

(看護)

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

- | | |
|-----------------|-------|
| イ サービス提供体制強化加算Ⅰ | 800単位 |
| ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ | 500単位 |
| ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 300単位 |
| ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ | 300単位 |

(2) ロを算定している場合

- | | |
|-----------------|------|
| イ サービス提供体制強化加算Ⅰ | 21単位 |
| ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位 |
| ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 12単位 |
| ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ | 12単位 |

ク 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善の実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、平成30年3月31日までの間、(1)及び(2)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (ロ)により算定した単位数の100分の100に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (ロ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

エ 介護職員等特定処遇改正加算

（エ）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改正等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- （イ）介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数）
- （ロ）介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数）

5 認知症対応型共同生活介護費

（イ）認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

（1）認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 764単位 |
| （ロ）要介護2 | 800単位 |
| （ハ）要介護3 | 833単位 |
| （ニ）要介護4 | 840単位 |
| （ホ）要介護5 | 858単位 |

（2）認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 752単位 |
| （ロ）要介護2 | 787単位 |
| （ハ）要介護3 | 811単位 |
| （ニ）要介護4 | 827単位 |
| （ホ）要介護5 | 844単位 |

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

（1）短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 792単位 |
| （ロ）要介護2 | 828単位 |
| （ハ）要介護3 | 854単位 |
| （ニ）要介護4 | 869単位 |
| （ホ）要介護5 | 895単位 |

（2）短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 789単位 |
| （ロ）要介護2 | 816単位 |
| （ハ）要介護3 | 840単位 |
| （ニ）要介護4 | 857単位 |
| （ホ）要介護5 | 873単位 |

（注）1、3（略）

3 イ号及びロ号において、共同生活介護の数が8である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、直轄を行う職員の数等を2人以上とする場合（指定地域密着型サービス基準第80条第1項ただし書に規定する場合に限る）は、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数が1日につき50単位を差し引いて算定した単位数を算定する。

カ 介護職員等特定処遇改正加算

（カ）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改正等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- （イ）介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数）
- （ロ）介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数）

6 認知症対応型共同生活介護費

（イ）認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

（1）認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 764単位 |
| （ロ）要介護2 | 797単位 |
| （ハ）要介護3 | 820単位 |
| （ニ）要介護4 | 837単位 |
| （ホ）要介護5 | 854単位 |

（2）認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 740単位 |
| （ロ）要介護2 | 784単位 |
| （ハ）要介護3 | 808単位 |
| （ニ）要介護4 | 824単位 |
| （ホ）要介護5 | 840単位 |

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

（1）短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 789単位 |
| （ロ）要介護2 | 825単位 |
| （ハ）要介護3 | 849単位 |
| （ニ）要介護4 | 863単位 |
| （ホ）要介護5 | 882単位 |

（2）短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- | | |
|---------|-------|
| （イ）要介護1 | 777単位 |
| （ロ）要介護2 | 812単位 |
| （ハ）要介護3 | 837単位 |
| （ニ）要介護4 | 853単位 |
| （ホ）要介護5 | 869単位 |

（注）1、2（略）

（施設）

4 (略)

5 イについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき300単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以下145日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき600単位を、死亡日については1日につき1,200単位を死亡月に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間又は医療提供体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ハ～イ (略)

ト 生活機能向上支援加算

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 生活機能向上支援加算Ⅰ | 100単位 |
| (2) 生活機能向上支援加算Ⅱ | 200単位 |

注1 (1)について、計画作成担当者(指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する計画作成担当者をいう。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、作業療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注5を算定している場合には算定しない。

3 (略)

1 イについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を算定している場合は、算定しない。

6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以下145日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき600単位を、死亡日については1日につき1,200単位を死亡月に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間又は医療提供体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ハ～イ (略)

ト 生活機能向上支援加算

200単位

(新設)
(新設)
(新設)

注 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者(指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する計画作成担当者をいう。リにおいて同じ。)が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下この注において同じ。)を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。

チ 栄養管理体制加算 30単位
注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業員以外の管理栄養士を含む。）が、従業員に対する栄養ケアに係る技術的指導及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

リ (略)
メ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ル 科学的介護推進体制加算 40単位
注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 利用者ごとのADL評価、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に関する基本的な情報を、厚労省等に提出していること。
- (2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その価値を認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ニ サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 8単位
- (前略)

ウ 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の111に相当する単位数

(新設)

エ (略)
リ 栄養スクリーニング加算 5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(新設)

ス サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰⅰ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅰⅱ 15単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 8単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

セ 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の111に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の43に相当する単位数

(附則)

(附則)

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の23に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	542単位
(2) 要介護2	609単位
(3) 要介護3	679単位
(4) 要介護4	744単位
(5) 要介護5	813単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	542単位
(2) 要介護2	609単位
(3) 要介護3	679単位
(4) 要介護4	744単位
(5) 要介護5	813単位

注1～3 (略)

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、エを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 入居継続支援加算Ⅰ 360単位

(2) 入居継続支援加算Ⅱ 270単位

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の43に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ エにより算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ エにより算定した単位数の100分の89に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の23に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	553単位
(2) 要介護2	601単位
(3) 要介護3	670単位
(4) 要介護4	734単位
(5) 要介護5	802単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	553単位
(2) 要介護2	601単位
(3) 要介護3	670単位
(4) 要介護4	734単位
(5) 要介護5	802単位

注1～3 (略)

4 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき360単位を所定単位数に加算する。ただし、エを算定している場合においては、算定しない。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第4号）第1条各号に掲げる行為を要とする者の占める割合が利用者の100分の13以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤職員方法（地域密着型サービス施行令第7号）に規定する常勤職員方法をいう中で、利用者の数があり又はその増数を増すごとに1以上であること。

(別添)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の認知症番号により当該個別機能訓練計画を見直しした場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、②については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を専定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、⑤を算定している場合は、①は算定せず、②は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

① 生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位
② 生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位

6 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活会議を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に取り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① ADL維持等加算Ⅰ	30単位
② ADL維持等加算Ⅱ	60単位

8～11 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を専定している場合にあつては算定しない。

ハ (略)

⑤ 厚生労働大臣が定める利用者等の就の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第9号に規定する基準に該当していないこと。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、⑤を専定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

7～10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を専定している場合にあつては算定しない。

ハ (略)

二 看取り介護加算

注 1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算額として、死亡日以前30日以上365日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4月以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については7日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算額として、死亡日以前30日以上365日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4月以上30日以下については1日につき614単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,790単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算額を算定している場合は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ハ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき相平単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること
- (2) 必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画（指定地域密着型サービス利用第19条第1項に規定する地域密着型特定施設サービス計画をいう。）を見直すなど、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 6単位 |

(略)

二 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算額として、死亡日以前30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

ホ (略)

(新設)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

エ 介護職員処遇改善加算

ア 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして市町村民長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、令和5年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (四) 前号
- (五) 前号

リ 介護職員等特定処遇改善加算

ア 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして市町村民長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護Ⅰ（1日につき）

イ 要介護1	582単位
ロ 要介護2	651単位
ハ 要介護3	722単位
ニ 要介護4	792単位
ホ 要介護5	860単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護Ⅱ（4日につき）

イ 要介護1	582単位
ロ 要介護2	651単位
ハ 要介護3	722単位
ニ 要介護4	792単位
ホ 要介護5	860単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護Ⅰ（1日につき）

イ 要介護1	651単位
ロ 要介護2	722単位

エ 介護職員処遇改善加算

ア 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして市町村民長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、平成33年3月31日までの間（令和2年度については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ エにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ エにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

リ 介護職員等特定処遇改善加算

ア 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして市町村民長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護Ⅰ（1日につき）

イ 要介護1	587単位
ロ 要介護2	656単位
ハ 要介護3	706単位
ニ 要介護4	776単位
ホ 要介護5	843単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護Ⅱ（4日につき）

イ 要介護1	587単位
ロ 要介護2	656単位
ハ 要介護3	706単位
ニ 要介護4	776単位
ホ 要介護5	843単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護Ⅰ（1日につき）

イ 要介護1	656単位
ロ 要介護2	722単位

① 要介護3	909単位
② 要介護4	871単位
③ 要介護5	842単位
(2) 経過のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
① 要介護1	860単位
② 要介護2	739単位
③ 要介護3	805単位
④ 要介護4	874単位
⑤ 要介護5	942単位
ハ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①	
① 要介護1	676単位
② 要介護2	742単位
③ 要介護3	812単位
④ 要介護4	879単位
⑤ 要介護5	943単位
(2) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費②	
① 要介護1	676単位
② 要介護2	742単位
③ 要介護3	812単位
④ 要介護4	879単位
⑤ 要介護5	943単位
ニ 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①	
① 要介護1	745単位
② 要介護2	813単位
③ 要介護3	888単位
④ 要介護4	952単位
⑤ 要介護5	1,016単位
(2) 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費②	
① 要介護1	749単位
② 要介護2	813単位
③ 要介護3	895単位
④ 要介護4	932単位
⑤ 要介護5	1,016単位
(注1～1 (略))	
3 別添厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施施設として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	
6 余金返還について、別添厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。	
7～10 (略)	

③ 要介護3	907単位
④ 要介護4	877単位
⑤ 要介護5	851単位
(2) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費② (1日につき)	
① 要介護1	689単位
② 要介護2	714単位
③ 要介護3	787単位
④ 要介護4	837単位
⑤ 要介護5	925単位
ハ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①	
① 要介護1	661単位
② 要介護2	726単位
③ 要介護3	795単位
④ 要介護4	861単位
⑤ 要介護5	928単位
(2) 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費②	
① 要介護1	661単位
② 要介護2	726単位
③ 要介護3	795単位
④ 要介護4	861単位
⑤ 要介護5	928単位
ニ ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①	
① 要介護1	732単位
② 要介護2	797単位
③ 要介護3	862単位
④ 要介護4	934単位
⑤ 要介護5	998単位
(2) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費②	
① 要介護1	732単位
② 要介護2	797単位
③ 要介護3	862単位
④ 要介護4	934単位
⑤ 要介護5	998単位
(注1～1 (略))	
(新設)	
(新設)	
5～8 (略)	

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1については、利用者の急増増減等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は3月に1回を限度として、1月につき、2については1月につき、次に掲げる平位数を所定平位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、3を算定している場合、1は算定せず、2は1月につき100単位を所定平位数に算定する。

- | | |
|--------------|-------|
| ① 生活機能向上援助加算 | 100単位 |
| ② 生活機能向上連携加算 | 200単位 |

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1月につき12単位を所定平位数に加算する。また、個別機能訓練加算を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算として、1月につき20単位を所定平位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------|------|
| ① A DL 維持等加算 | 30単位 |
| ② A DL 維持等加算 | 60単位 |

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第5号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1月につき100単位を所定平位数に加算する。ただし、2を算定している場合は、算定しない。

15～18 (略)

19 入所者に対して付帯における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が付帯サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき300単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20～21 (略)

(略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上援助加算として、1月につき200単位を所定平位数に加算する。ただし、注16を算定している場合は、1月につき100単位を所定平位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1月につき12単位を所定平位数に加算する。

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第5号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1月につき100単位を所定平位数に加算する。ただし、2を算定している場合は、算定しない。

12～15 (略)

16 入所者に対して付帯における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が付帯サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき300単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17～18 (略)

ホ (略)

ハ 再入所特養介護加算

300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる介護管理が、一次入所の際に必要としていた介護管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1日を単位として所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注も算定している場合は、算定しない。

ト (略)

(略)

チ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注も算定している場合は、算定しない。

(略)

リ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び歯科衛生士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注も算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ハ 再入所特養介護加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる介護管理が、一次入所の際に必要としていた介護管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1日を単位として所定単位数を加算する。ただし、イを算定していない場合は、算定しない。

ト (略)

チ 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

リ 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能などであつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び歯科衛生士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

Ⅱ 経口維持加算

(Ⅱ・Ⅱ) (略)

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、栄養機能障害を有し、医師が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのほら又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(例5)

(例6)

Ⅲ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算1

90単位

(2) 口腔衛生管理加算2

110単位

(例7)

(例8)

(例9)

(Ⅲ・Ⅲ) (略)

Ⅳ 経口維持加算

(Ⅳ・Ⅳ) (略)

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、栄養機能障害を有し、医師が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、栄養機能障害を有し、医師が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して嚥下防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

Ⅴ 口腔型管理体制加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

Ⅵ 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔型管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応答に応じて対応すること

(Ⅴ・Ⅴ) (略)

セ 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(1)として、死亡日以前31日以上30日以下については1日につき72単位を、死亡日より4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき880単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(2)として、死亡日以前31日以上30日以下については1日につき72単位を、死亡日より4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,380単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算(1)を算定している場合は、算定しない。

シ・ソ (略)

タ 障害マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの障害管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 障害マネジメント加算(1)	3単位
(2) 障害マネジメント加算(2)	13単位

チ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 排せつ支援加算(1)	10単位
(2) 排せつ支援加算(2)	15単位
(3) 排せつ支援加算(3)	20単位

リ 自立支援促進加算

300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ク 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(1)として、死亡日以前31日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき880単位を、死亡日については1日につき1,380単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(2)として、死亡日以前31日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算(1)を算定している場合は、算定しない。

シ・チ (略)

ク 障害マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの障害管理を行った場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

コ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ム 科学的介護施設体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ | 40単位 |
| (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ | 30単位 |
| ウ 安全対策体制加算 | 30単位 |

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

エ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 20単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

(附則)

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--|--|
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の83に相当する単位数 | |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の60に相当する単位数 | |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の33に相当する単位数 | |

(附則)

(附則)

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

(表2)

(新設)

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | 15単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--|--|
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の83に相当する単位数 | |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の60に相当する単位数 | |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の33に相当する単位数 | |
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 | |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 | |

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

従い、次に掲げる平位数を所定平位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を
 指定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の100分の27に
 相当する平位数
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の100分の23に
 相当する平位数

3. 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

イ 要介護1	12,438単位
ロ 要介護2	17,403単位
ハ 要介護3	24,464単位
ニ 要介護4	27,747単位
ホ 要介護5	31,295単位

- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

イ 要介護1	11,206単位
ロ 要介護2	15,690単位
ハ 要介護3	22,042単位
ニ 要介護4	25,000単位
ホ 要介護5	28,278単位

ロ 短期利用型介護費（1日につき）

(1) 要介護1	570単位
(2) 要介護2	637単位
(3) 要介護3	705単位
(4) 要介護4	772単位
(5) 要介護5	838単位

（注）

4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指
 定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サー
 ビス（同項に規定する訪問サービスをいう。）、及び宿泊サービス（同条第6項に規定する
 宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録費（短期利用居宅介護
 費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数
 の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サー
 ビス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を
 いう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所におい
 て、注1における届出をしている場合にあつては、サテライト体制未整備減算として、
 1月につき所定単位数の100分の97に相当する平位数を算定する。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅
 介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事
 務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従
 業員が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居
 宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する平位数を所定平位数
 に加算する。

従い、次に掲げる平位数を所定平位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を
 指定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の100分の27に
 相当する平位数
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の100分の23に
 相当する平位数

8. 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

イ 要介護1	12,401単位
ロ 要介護2	17,352単位
ハ 要介護3	24,392単位
ニ 要介護4	27,665単位
ホ 要介護5	31,293単位

- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

イ 要介護1	11,173単位
ロ 要介護2	15,631単位
ハ 要介護3	21,977単位
ニ 要介護4	24,935単位
ホ 要介護5	28,193単位

ロ 短期利用型介護費（1日につき）

(1) 要介護1	568単位
(2) 要介護2	635単位
(3) 要介護3	703単位
(4) 要介護4	770単位
(5) 要介護5	835単位

（注）

4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指
 定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サー
 ビス（同項に規定する訪問サービスをいう。）、及び宿泊サービス（同条第6項に規定する
 宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録費（短期利用居宅介護
 費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数
 の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サー
 ビス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を
 いう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所におい
 て、注1における届出をしている場合にあつては、サテライト体制未整備減算として、
 1月につき所定単位数の100分の97に相当する平位数を算定する。

（新設）

7. 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に算入する。

8～13 （略）

ハ・ニ （略）

ホ 認知症リスク・心理状態緊急対応加算

注 イについて、医師が、認知症のリスク・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが必要であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき300単位を所定単位数に算入する。

（略）

ト 栄養アセスメント加算

50単位

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている期間が当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- ① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の者（若しくは「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切な実施のために必要な情報を活用していること。
- ④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。

チ 栄養改善加算

330単位

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に3回を限度として1回につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- ① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

（新設）

8～11 （略）

ハ・ニ （略）

（新設）

ホ （新設）

（新設）

（新設）

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護師小規模多機能型居宅介護事業所であること。

リ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護師小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合には、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその値の加算は算定せず。当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 口腔・栄養スクリーニング加算① | 30単位 |
| (2) 口腔・栄養スクリーニング加算② | 5単位 |

ヌ 口腔機能向上加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出で、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、例行的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は食事・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 口腔機能向上加算① | 150単位 |
| (2) 口腔機能向上加算② | 150単位 |

ル～レ (略)

ソ 睡眠マネジメント加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護師小規模多機能型居宅介護事業所において、定期的に利用者ごとの睡眠状態を調査した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算す

ハ 栄養スクリーニング加算

5 単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護師小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

ト～ツ (略)

(新設)

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 養護マネジメント加算Ⅰ 5単位
- (2) 看護マネジメント加算Ⅱ 13単位

2 併せつ支援加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの併せつに際する支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 併せつ支援加算Ⅰ 10単位
- (2) 併せつ支援加算Ⅱ 15単位
- (3) 併せつ支援加算Ⅲ 20単位

※ 科学的介護推進体制加算

注 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとの入りし頻、実態状態、リハビリ、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働官に提出していること
- (2) 必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第179条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう。）を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

エ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 750単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 600単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 450単位
- (2) ロを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 25単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 21単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 12単位

(新規)

(新設)

カ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 800単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 500単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅰハ 350単位
 - ニ サービス提供体制強化加算Ⅱ 330単位
- (2) ロを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 21単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 16単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅰハ 12単位
 - ニ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位

コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからナまでにより算定した単位数の100分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからナまでにより算定した単位数の100分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからナまでにより算定した単位数の100分の91に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからナまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ イからナまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからナまでにより算定した単位数の100分の13に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからナまでにより算定した単位数の100分の12に相当する単位数

(注) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからナまでにより算定した単位数の100分の13に相当する単位数

(注) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからナまでにより算定した単位数の100分の12に相当する単位数

(注) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ イからナまでにより算定した単位数の100分の91に相当する単位数

コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成31年3月31日までの間、(44及び53)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからナまでにより算定した単位数の100分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからナまでにより算定した単位数の100分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからナまでにより算定した単位数の100分の91に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからナまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ イからナまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからナまでにより算定した単位数の100分の13に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからナまでにより算定した単位数の100分の12に相当する単位数

別表

指定介護予防サービス介護給付費単位数表

1 介護予防訪問入浴介護費	
イ 介護予防訪問入浴介護費	852単位
注 1・2 (略)	
3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であり、当該利用者の希望により着衣又は部分浴(洗髪、洗脚、足湯等の洗滌をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	
4-8 (略)	
11 加算加算	200単位
注 指定介護予防訪問入浴介護費において、介護利用者の居室を訪問し、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	

別表

指定介護予防サービス介護給付費単位数表

1 介護予防訪問入浴介護費	
イ 介護予防訪問入浴介護費	852単位
注 1・2 (略)	
3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であり、当該利用者の希望により着衣又は部分浴(洗髪、洗脚、足湯等の洗滌をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
4-8 (略)	
(新設)	

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位
- (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位

三 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 44 単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 36 単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 12 単位

四 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第22条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長、以下同じ。）の承認を受けたものに限る。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (6) 介護職員処遇改善加算Ⅵ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

五 介護職員等特定処遇改正加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改正加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改正加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(第2)

ロ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 第4単位
- (2) サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 第4単位

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第22条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長、以下同じ。）の承認を受けたものに限る。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、44単位については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ及びロにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (6) 介護職員処遇改善加算Ⅵ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改正加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改正加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改正加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

2 介護予防訪問看護業務

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	392単位
(2) 所要時間30分未満の場合	450単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	792単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,047単位
(5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	283単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	255単位
(2) 所要時間30分未満の場合	281単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	532単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	812単位

注1 通院が困難な利用者（本則の別添様式その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導科（診療報酬の算定方法（平成20年度厚生労働告示第59号）別表第一「内科診療報酬点表（以下「内科診療報酬点表」という。）の区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導科をいう。）及び精神科訪問看護用本費免費（訪問看護報酬表に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年度厚生労働告示第67号）別表一の区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス基準第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス基準第63条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に費した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であって、介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第124号、以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）が指定介護予防訪問看護を行った場合は、イの項の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2 介護予防訪問看護業務

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	601単位
(2) 所要時間30分未満の場合	649単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	790単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,044単位
(5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	282単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	251単位
(2) 所要時間30分未満の場合	280単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	550単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	810単位

注1 通院が困難な利用者（本則の別添様式その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導科（診療報酬の算定方法（平成20年度厚生労働告示第59号）別表第一「内科診療報酬点表（以下「内科診療報酬点表」という。）の区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導科をいう。）及び精神科訪問看護用本費免費（訪問看護報酬表に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年度厚生労働告示第67号）別表一の区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス基準第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス基準第63条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に費した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であって、介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第124号、以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）が指定介護予防訪問看護を行った場合は、イの項の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2～12 (略)

13 イ(5)について、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

ハ・ニ (略)

ホ 看護体制強化加算 100単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ヘ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(イ) 5単位

(2) サービス提供体制強化加算(ロ) 3単位

3 介護予防訪問リハビリテーション費

イ 介護予防訪問リハビリテーション費 (1回につき) 307単位

注1～6 (略)

(略)

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算する。

10 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

ロ (略)

リ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数

2～12 (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

ホ 看護体制強化加算 300単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ヘ サービス提供体制強化加算

6単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 介護予防訪問リハビリテーション費

イ 介護予防訪問リハビリテーション費 (1回につき) 292単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の名が協働し、総合的にリハビリテーションの態を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

(新設)

ロ (略)

ハ サービス提供体制強化加算

8単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの算定を算定している場合には、次に掲げるその他の算定を算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 6単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 3単位

イ 介護予防住宅療養管理指導費

1 医師が行う場合

(1) 介護予防住宅療養管理指導費(1)

- イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 514単位
- ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 488単位
- ハ 1及びロ以外の場合 445単位

(2) 介護予防住宅療養管理指導費(2)

- イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 289単位
- ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 264単位
- ハ 1及びロ以外の場合 239単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防住宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防住宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。）の医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防住宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、又は又は指定介護予防住宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防住宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 518単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 488単位
- (3) 1及び2以外の場合 441単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防住宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防住宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注5までにおいて同じ。）の歯科医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防住宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に訪問診療又は指定介護予防住宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-4 (略)

(施設)

(施設)

イ 介護予防住宅療養管理指導費

1 医師が行う場合

(1) 介護予防住宅療養管理指導費(1)

- イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
- ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
- ハ 1及びロ以外の場合 441単位

(2) 介護予防住宅療養管理指導費(2)

- イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 285単位
- ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 260単位
- ハ 1及びロ以外の場合 231単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防住宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防住宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防住宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、又は又は指定介護予防住宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防住宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 508単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
- (3) 1及び2以外の場合 441単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防住宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防住宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に訪問診療又は指定介護予防住宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-4 (略)

ハ、薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- | | |
|---------------------------|-------|
| イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 565単位 |
| ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 416単位 |
| ハ イ及びロ以外の場合 | 379単位 |

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- | | |
|---------------------------|-------|
| イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 517単位 |
| ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 378単位 |
| ハ イ及びロ以外の場合 | 341単位 |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス利用居宅療養管理指導事業所）に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下このイ及びロから注6までにわたって同じ。1の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が決定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従ひ、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 無料診療相談窓口設けの区分番号002に属する在宅時延べ総合管理科に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であつて、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同目に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

3 療養緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投与が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事業所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事業所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

ハ、薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- | | |
|---------------------------|-------|
| イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 560単位 |
| ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 415単位 |
| ハ イ及びロ以外の場合 | 378単位 |

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- | | |
|---------------------------|-------|
| イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 509単位 |
| ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 377単位 |
| ハ イ及びロ以外の場合 | 343単位 |

注1 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が決定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従ひ、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

(新設)

2 療養緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投与が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事業所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事業所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 指定介護予防介護施設管理指導事業所の考査員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第1号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定介護予防施設管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3を決定している場合は、算定しない。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 介護予防介護施設管理指導費(1)

イ 単一建物居住者1人に対して行う場合	541単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	186単位
ハ (1)及び(2)以外の場合	444単位
(2) 介護予防施設管理指導費(2)	
イ 単一建物居住者1人に対して行う場合	524単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	460単位
ハ (1)及び(2)以外の場合	123単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防介護施設管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防介護施設管理指導事業所をいう。以下この注から注3までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防施設管理指導事業所において当該指定介護予防施設管理指導事業所以外の施設機関、介護保険施設（指定施設サービス等）に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護施設費単位数表（以下「指定施設サービス等介護施設費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの、介護保険施設サービスのト若しくは介護保険施設サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を雇っているもの又は活動の管理栄養士を1名以上配属しているものに限る。又は管理栄養士が運営する介護ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な体系的な管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防施設管理指導事業所の管理栄養士が、1回1月に指定介護予防施設管理指導を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ (略)

2～1 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	351単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	325単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	291単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防介護施設管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防介護施設管理指導事業所をいう。以下この注から

5 指定介護予防介護施設管理指導事業所の考査員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第1号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定介護予防施設管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

533単位

(新設)

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

183単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

444単位

(新設)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防介護施設管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な体系的な管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防施設管理指導事業所の管理栄養士が、1回1月に指定介護予防施設管理指導を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ (新)

2～1 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	336単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	321単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	296単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防介護施設管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医

法4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防宅療養管理指導を行う場合の当該利用者という。)の人数に算入、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

(別添)

5. 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

(1) 費支額1

2,033単位

(2) 費支額2

3,099単位

(注1・2 (略))

(別添)

師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防宅療養管理指導を行う場合の当該利用者という。)の人数に算入、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ウ 看護職員が行う場合

(1) 同一建物居住者(外の者に対して行う場合)

102単位

(2) 同一建物居住者に対して行う場合

162単位

注1 ①については在宅の利用者(当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定介護予防宅療養管理指導を行う場合の当該利用者(以下この注1において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、②については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、医師が看護職員による介護予防宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定介護予防宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要支援認定(法第33条第2項に規定する要支援認定の変更又は法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を含む。)に伴い作成された介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス(法第33条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)の提供を開始した日から起算して6月の間に2回を限度として算定する。ただし、介護通所が指定介護予防在宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の100に相当する単位数を算定する。

2. 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、算定しない。

5. 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

(1) 費支額1

1,721単位

(2) 費支額2

3,034単位

(注1・2 (略))

3. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が医師、継続的にリハビリテーションの責を管理した場合は、「リハビリテーションマネジメント関係」として、1月につき300単位を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

(前略)

(前略)

4～7 (略)

8 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

① 要支援1

20単位

② 要支援2

40単位

ロ 運動機能向上加算

25単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動機能の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びロにおいて「運動機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ ホ (略)

ハ 栄養マネジメント加算

30単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することを含む。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は遊玩的サービス施設実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

② 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員、介護職員その他の職員の各2名(以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に応じた対応すること。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に及び、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合

900単位

ロ 当該日の属する月から起算してから8月を超え、6月以内の場合

450単位

ロ 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、所定指定介護予防通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌日から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6～9 (略)

(前略)

ロ 運動器機能向上加算

25単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びロにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ ホ (略)

(前略)

② 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(ロ) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

二 栄養改善指導 300単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) (略)

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂取・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4)・(5) (略)

ホ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 30単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 6単位

ロ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔治療の指導若しくは実施又は摂取・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算す

ハ 栄養改善指導 130単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂取・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

二 栄養スクリーニング加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につきる単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月分、算定しない。

(新設)

(新設)

ホ 口腔機能向上加算 130単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔治療の指導若しくは実施又は摂取・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 口腔機能向上加算Ⅰ | 150単位 |
| (2) 口腔機能向上加算Ⅱ | 160単位 |

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ト・リ (略)

科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 利用者ごとの入口評価(A1)の評価に基づき算定した値をいう。以下同じ。、実態把握、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況をその他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画(指定介護予防サービス基準第12条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。)を見直すなど、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヌ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる14分に従い、利用者の費支援助額区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | |
| 一 費支援1 | 88単位 |
| 二 費支援2 | 176単位 |

- | | |
|-------------------|-------|
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | |
| 一 費支援1 | 72単位 |
| 二 費支援2 | 144単位 |

- | | |
|-------------------|-------|
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | |
| 一 費支援1 | 72単位 |
| 二 費支援2 | 144単位 |

・(イ) (略)

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

ハ・ト (略)

(新設)

チ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる14分に従い、利用者の費支援助額区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | |
| 一 費支援1 | 24単位 |
| 二 費支援2 | 144単位 |

- | | |
|--------------------|-------|
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | |
| 一 費支援1 | 88単位 |
| 二 費支援2 | 176単位 |

- | | |
|--------------------|-------|
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | |
| 一 費支援1 | 72単位 |
| 二 費支援2 | 144単位 |

・(イ) (略)

エ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設所りハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設所りハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している移行においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の3に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の19に相当する単位数
- (別添)
- (別添)

フ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設所りハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設所りハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の17に相当する単位数

ロ 介護予防短期入所生活介護（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

- (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費
 - ① 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 171単位
 - b 要支援2 194単位
 - ② 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 474単位
 - b 要支援2 589単位
- (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費
 - ① 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 446単位
 - b 要支援2 535単位
 - ② 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 446単位
 - b 要支援2 535単位

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設所りハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設所りハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成29年3月31日までの間、(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める基準までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の3に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の19に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ス 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設所りハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設所りハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の17に相当する単位数

ロ 介護予防短期入所生活介護（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

- (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費
 - ① 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 168単位
 - b 要支援2 529単位
 - ② 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 468単位
 - b 要支援2 578単位
- (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費
 - ① 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 484単位
 - b 要支援2 543単位
 - ② 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 484単位
 - b 要支援2 543単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

ア 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)

α 要支援1	565単位
β 要支援2	674単位

イ 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

α 要支援1	565単位
β 要支援2	674単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

イ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

α 要支援1	533単位
β 要支援2	649単位

ロ 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

α 要支援1	533単位
β 要支援2	649単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の認知症等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず。ロは1月につき100単位を所定単位数に算定する。

イ 生活機能向上支援加算(1)	100単位
ロ 生活機能向上支援加算(2)	300単位

6～7 (略)

8 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

9～11 (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等継続給付費単位数の規定により、注6の規定による届出に相当する介護給付施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

ア 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)

α 要支援1	565単位
β 要支援2	682単位

イ 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(2)

α 要支援1	565単位
β 要支援2	682単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

イ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)

α 要支援1	514単位
β 要支援2	628単位

ロ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(2)

α 要支援1	514単位
β 要支援2	628単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上支援加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6～7 (略)

8 医師が、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

9～11 (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別添指定施設サービス等介護給付費単位数(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護給付施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防利用所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防利用所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に鑑み、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算ⅰ | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算ⅱ | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算ⅲ | 8単位 |

ヘ 介護職員処遇改善加算

市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防利用所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防利用所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に鑑み、令和6年3月31日までの間、%に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)-(3) (略)
- (略)
- (略)

ト (略)

7 介護予防利用所運営介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅰ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 571単位 |
| ⅱ 要支援2 | 721単位 |

ⅱ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 619単位 |
| ⅱ 要支援2 | 769単位 |

ⅲ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅲ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 616単位 |
| ⅱ 要支援2 | 764単位 |

ⅳ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅳ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 658単位 |
| ⅱ 要支援2 | 817単位 |

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防利用所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防利用所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に鑑み、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算ⅰ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算ⅱ | 13単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算ⅲ | 8単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算ⅳ | 5単位 |

ヘ 介護職員処遇改善加算

市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防利用所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防利用所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に鑑み、平成33年3月31日までの間、(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、%に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)-(3) (略)
- (4) 介護職員処遇改善加算ⅲ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算ⅳ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ト (略)

7 介護予防利用所運営介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅰ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 592単位 |
| ⅱ 要支援2 | 731単位 |

ⅱ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 621単位 |
| ⅱ 要支援2 | 760単位 |

ⅲ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅲ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 613単位 |
| ⅱ 要支援2 | 758単位 |

ⅳ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅳ

- | | |
|--------|-------|
| ⅰ 要支援1 | 660単位 |
| ⅱ 要支援2 | 816単位 |

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(四)

α ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 649単位 |
| ロ 要支援2 | 816単位 |

イ 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 649単位 |
| ロ 要支援2 | 816単位 |

ロ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

α ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 649単位 |
| ロ 要支援2 | 764単位 |

ロ 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 606単位 |
| ロ 要支援2 | 764単位 |

(注1～14) (略)

(3) 療養介護管理加算 275単位

注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準にない、介護予防サービス計画において計画時に行うこととなっていない指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、7日を単位として1日につき所定単位数を加算する。

ロ 緊急対応経費加算を算定した日は、算定しない。

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| 一 サービス提供体制強化加算(1) | 22単位 |
| 二 サービス提供体制強化加算(2) | 18単位 |
| 三 サービス提供体制強化加算(3) | 6単位 |

(略)

(四) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算(1) 1月から12月までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(四)

α ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 651単位 |
| ロ 要支援2 | 809単位 |

イ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2)

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 651単位 |
| ロ 要支援2 | 809単位 |

ロ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

α ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 611単位 |
| ロ 要支援2 | 764単位 |

ロ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2)

- | | |
|--------|-------|
| イ 要支援1 | 611単位 |
| ロ 要支援2 | 764単位 |

(注1～14) (略)

(施設)

(3)～(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| 一 サービス提供体制強化加算(1) | 18単位 |
| 二 サービス提供体制強化加算(2) | 12単位 |
| 三 サービス提供体制強化加算(3) | 6単位 |
| 四 サービス提供体制強化加算(4) | 6単位 |

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成29年3月31日までの間(平成29年については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算(1) 1月から12月までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四三)

(四四)

⑨ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県加算に届け出た指定介護予防期間入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防期間入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防期間入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費 (1日につき)

一 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅰ

α 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅰ

- 1 要支援Ⅰ 538単位
- 2 要支援Ⅱ 672単位

β 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅱ

- 1 要支援Ⅰ 564単位
- 2 要支援Ⅱ 701単位

γ 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅲ

- 1 要支援Ⅰ 531単位
- 2 要支援Ⅱ 661単位

δ 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅳ

- 1 要支援Ⅰ 593単位
- 2 要支援Ⅱ 751単位

ε 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅴ

- 1 要支援Ⅰ 626単位
- 2 要支援Ⅱ 781単位

ζ 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅵ

- 1 要支援Ⅰ 611単位
- 2 要支援Ⅱ 777単位

二 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅶ

α 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅶ

- 1 要支援Ⅰ 504単位
- 2 要支援Ⅱ 631単位

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

四 介護職員処遇改善加算Ⅱ (2)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑩ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県加算に届け出た指定介護予防期間入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防期間入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防期間入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費 (1日につき)

一 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅰ

α 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅰ

- 1 要支援Ⅰ 533単位
- 2 要支援Ⅱ 659単位

β 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅱ

- 1 要支援Ⅰ 553単位
- 2 要支援Ⅱ 687単位

γ 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅲ

- 1 要支援Ⅰ 513単位
- 2 要支援Ⅱ 677単位

δ 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅳ

- 1 要支援Ⅰ 581単位
- 2 要支援Ⅱ 735単位

ε 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅴ

- 1 要支援Ⅰ 614単位
- 2 要支援Ⅱ 763単位

ζ 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅵ

- 1 要支援Ⅰ 599単位
- 2 要支援Ⅱ 757単位

二 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅶ

α 病院療養病床介護予防期間入所療養介護費Ⅶ

- 1 要支援Ⅰ 494単位
- 2 要支援Ⅱ 619単位

1. 病院設置病床介護了施設期入所療養介護費①

1. 要支援1

510単位

2. 要支援2

647単位

2. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

501単位

2. 要支援2

712単位

3. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費③

1. 要支援1

551単位

2. 要支援2

750単位

4. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費④

1. 病院設置病床介護了施設期入所療養介護費①

1. 要支援1

451単位

2. 要支援2

600単位

2. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

547単位

2. 要支援2

690単位

② 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費 (1日につき)

1. 病院設置病床経過型介護了施設期入所療養介護費①

2. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

545単位

2. 要支援2

685単位

2. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費③

1. 要支援1

600単位

2. 要支援2

761単位

3. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費④

1. 病院設置病床経過型介護了施設期入所療養介護費①

1. 要支援1

545単位

2. 要支援2

681単位

2. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

600単位

2. 要支援2

761単位

③ コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費 (1日につき)

1. コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費①

1. 要支援1

510単位

2. 要支援2

779単位

2. コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

640単位

2. 要支援2

800単位

3. コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費③

1. 要支援1

652単位

2. 要支援2

799単位

④ 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費③

1. 要支援1

504単位

2. 要支援2

654単位

5. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費④

1. 要支援1

502単位

2. 要支援2

696単位

6. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費⑤

1. 要支援1

570単位

2. 要支援2

716単位

7. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費⑥

1. 病院設置病床介護了施設期入所療養介護費①

1. 要支援1

477単位

2. 要支援2

596単位

2. 病院療養病床介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

569単位

2. 要支援2

676単位

⑤ 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費 (1日につき)

1. 病院設置病床経過型介護了施設期入所療養介護費①

2. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

544単位

2. 要支援2

683単位

2. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費③

1. 要支援1

591単位

2. 要支援2

740単位

3. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費④

1. 病院設置病床経過型介護了施設期入所療養介護費①

1. 要支援1

581単位

2. 要支援2

696単位

2. 病院療養病床経過型介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

591単位

2. 要支援2

746単位

⑥ コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費 (1日につき)

1. コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費①

1. 要支援1

607単位

2. 要支援2

764単位

2. コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費②

1. 要支援1

632単位

2. 要支援2

792単位

3. コニハ型病院療養病床介護了施設期入所療養介護費③

1. 要支援1

655単位

2. 要支援2

792単位

第Ⅱ 経過のユニット型病院療養病床介護予防要介護1

- Ⅱ-Ⅰ 要支援1 619単位
Ⅱ-Ⅱ 要支援2 779単位

第Ⅲ 経過のユニット型病院療養病床介護予防要介護2

- Ⅲ-Ⅰ 要支援1 619単位
Ⅲ-Ⅱ 要支援2 839単位

第Ⅳ 経過のユニット型病院療養病床介護予防要介護3

- Ⅳ-Ⅰ 要支援1 619単位
Ⅳ-Ⅱ 要支援2 779単位

第Ⅴ ユニット型病院療養病床経過型介護予防要介護1(1日につき)

- Ⅴ-Ⅰ ユニット型病院療養病床経過型介護予防要介護1 619単位
Ⅴ-Ⅱ 要支援1 619単位
Ⅴ-Ⅲ 要支援2 779単位

第Ⅵ 経過のユニット型病院療養病床経過型介護予防要介護2

- Ⅵ-Ⅰ 要支援1 619単位
Ⅵ-Ⅱ 要支援2 779単位

注1～11 (略)

(5)～(7) (略)

第Ⅶ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防要介護1介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防要介護1介護事業所で行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- Ⅶ-Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰ 32単位
Ⅶ-Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
Ⅶ-Ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(別表)

第Ⅷ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防要介護1介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防要介護1介護事業所で行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

Ⅷ-Ⅰ (略)

(別表)

(別表)

第Ⅸ (略)

第Ⅱ ユニット型病院療養病床介護予防要介護1

- Ⅱ-Ⅰ 要支援1 607単位
Ⅱ-Ⅱ 要支援2 764単位

第Ⅲ ユニット型病院療養病床介護予防要介護2

- Ⅲ-Ⅰ 要支援1 633単位
Ⅲ-Ⅱ 要支援2 792単位

第Ⅳ ユニット型病院療養病床介護予防要介護3

- Ⅳ-Ⅰ 要支援1 633単位
Ⅳ-Ⅱ 要支援2 792単位

第Ⅴ ユニット型病院療養病床経過型介護予防要介護1(1日につき)

- Ⅴ-Ⅰ ユニット型病院療養病床経過型介護予防要介護1 607単位
Ⅴ-Ⅱ 要支援1 607単位
Ⅴ-Ⅲ 要支援2 764単位

第Ⅵ ユニット型病院療養病床経過型介護予防要介護2

- Ⅵ-Ⅰ 要支援1 607単位
Ⅵ-Ⅱ 要支援2 764単位

注1～11 (略)

(5)～(7) (略)

第Ⅶ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防要介護1介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防要介護1介護事業所で行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- Ⅶ-Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
Ⅶ-Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
Ⅶ-Ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

Ⅶ-Ⅳ サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

第Ⅷ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防要介護1介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防要介護1介護事業所で行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

Ⅷ-Ⅰ (略)

Ⅷ-Ⅱ 介護職員処遇改善加算Ⅱ Ⅷ-Ⅰにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

Ⅷ-Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅲ Ⅷ-Ⅱにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

第Ⅸ (略)

1) 診療所における介護予防期間入所療養介護費

(1) 診療所介護予防期間入所療養介護費 (1日に2回)

① 診療所介護予防期間入所療養介護費①

イ 診療所介護予防期間入所療養介護費①

1 費支額① 5000単位

ii 費支額② 650単位

ロ 診療所介護予防期間入所療養介護費②

1 費支額① 647単位

ii 費支額② 670単位

ハ 診療所介護予防期間入所療養介護費③

1 費支額① 680単位

ii 費支額② 670単位

ニ 診療所介護予防期間入所療養介護費④

1 費支額① 677単位

ii 費支額② 731単位

ホ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑤

1 費支額① 610単位

ii 費支額② 761単位

ヘ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑥

1 費支額① 680単位

ii 費支額② 763単位

ヒ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑦

イ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑦

1 費支額① 461単位

ii 費支額② 676単位

ロ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑧

1 費支額① 686単位

ii 費支額② 664単位

(2) エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費 (1日に2回)

① エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費①

1 費支額① 603単位

ii 費支額② 760単位

ロ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費②

1 費支額① 680単位

ii 費支額② 787単位

ハ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費③

1 費支額① 681単位

ii 費支額② 771単位

ニ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費④

1 費支額① 690単位

ii 費支額② 760単位

ホ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費⑤

1 費支額① 680単位

ii 費支額② 787単位

2) 診療所における介護予防期間入所療養介護費

(1) 診療所介護予防期間入所療養介護費 (1日に2回)

① 診療所介護予防期間入所療養介護費①

イ 診療所介護予防期間入所療養介護費①

1 費支額① 5000単位

ii 費支額② 650単位

ロ 診療所介護予防期間入所療養介護費②

1 費支額① 647単位

ii 費支額② 670単位

ハ 診療所介護予防期間入所療養介護費③

1 費支額① 680単位

ii 費支額② 670単位

ニ 診療所介護予防期間入所療養介護費④

1 費支額① 688単位

ii 費支額② 717単位

ホ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑤

1 費支額① 628単位

ii 費支額② 740単位

ヘ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑥

1 費支額① 687単位

ii 費支額② 768単位

ヒ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑦

イ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑦

1 費支額① 482単位

ii 費支額② 686単位

ロ 診療所介護予防期間入所療養介護費⑧

1 費支額① 518単位

ii 費支額② 651単位

(2) エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費 (1日に2回)

① エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費①

1 費支額① 581単位

ii 費支額② 744単位

ロ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費②

1 費支額① 648単位

ii 費支額② 771単位

ハ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費③

1 費支額① 660単位

ii 費支額② 762単位

ニ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費④

1 費支額① 681単位

ii 費支額② 714単位

ホ エニエト型診療所介護予防期間入所療養介護費⑤

1 費支額① 618単位

ii 費支額② 721単位

(16) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1)

- イ 要支援1
ロ 要支援2

891単位
777単位

(17)～(19) (略)

(20)～(22) (略)

(23) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算(1) 22単位
二 サービス提供体制強化加算(2) 18単位
三 サービス提供体制強化加算(3) 8単位
(附る)

(24) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一～(四) (略)
(附る)
(附る)

(25) (略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

イ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)

- 1 要支援1 831単位
2 要支援2 897単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(2)

- 1 要支援1 941単位
2 要支援2 1,009単位

ロ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(2)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)

- 1 要支援1 767単位
2 要支援2 841単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(2)

- 1 要支援1 826単位
2 要支援2 1,031単位

(2) サービス提供体制強化加算

- イ 要支援1
ロ 要支援2

869単位
825単位

(17)～(19) (略)

(20)～(22) (略)

(23) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算(1) 18単位
二 サービス提供体制強化加算(2) 12単位
三 サービス提供体制強化加算(3) 6単位
四 サービス提供体制強化加算(4) 6単位

(24) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成23年3月31日までの間、(23)及び(24)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一～(四) (略)

四 介護職員処遇改善加算(3) ①により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

四 介護職員処遇改善加算(4) ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(25) (略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

イ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)

- 1 要支援1 815単位
2 要支援2 977単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(2)

- 1 要支援1 925単位
2 要支援2 1,077単位

ロ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(2)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)

- 1 要支援1 732単位
2 要支援2 822単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(2)

- 1 要支援1 810単位
2 要支援2 1,001単位

(7) 認知症疾患介護予防認知症入所療養介護費

① 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

745単位

ⅱ 要支援2

982単位

② 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

881単位

ⅱ 要支援2

991単位

(8) 認知症疾患介護予防認知症入所療養介護費

① 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

792単位

ⅱ 要支援2

986単位

② 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

791単位

ⅱ 要支援2

977単位

(9) 認知症疾患介護予防認知症入所療養介護費

① 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

671単位

ⅱ 要支援2

825単位

② 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

780単位

ⅱ 要支援2

940単位

(10) 認知症疾患介護型介護予防認知症入所療養介護費 (1日につき)

① 認知症疾患型介護型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

377単位

ⅱ 要支援2

742単位

② 認知症疾患型介護型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

857単位

ⅱ 要支援2

922単位

(11) ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費 (1日につき)

① ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

961単位

ⅱ 要支援2

1,120単位

② 経理面ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

951単位

ⅱ 要支援2

1,120単位

(12) ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

① ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

831単位

ⅱ 要支援2

1,018単位

(7) 認知症疾患介護予防認知症入所療養介護費

① 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

730単位

ⅱ 要支援2

984単位

② 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

788単位

ⅱ 要支援2

971単位

(8) 認知症疾患介護予防認知症入所療養介護費

① 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

718単位

ⅱ 要支援2

878単位

② 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

775単位

ⅱ 要支援2

959単位

(9) 認知症疾患介護予防認知症入所療養介護費

① 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

658単位

ⅱ 要支援2

819単位

② 認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

765単位

ⅱ 要支援2

921単位

(10) 認知症疾患介護型介護予防認知症入所療養介護費 (1日につき)

① 認知症疾患型介護型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

565単位

ⅱ 要支援2

737単位

② 認知症疾患型介護型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

634単位

ⅱ 要支援2

805単位

(11) ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費 (1日につき)

① ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

949単位

ⅱ 要支援2

1,098単位

② ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

912単位

ⅱ 要支援2

1,098単位

(12) ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

① ユニーク型認知症疾患型介護予防認知症入所療養介護費

ⅰ 要支援1

834単位

ⅱ 要支援2

1,027単位

① 経路別にユニット型認知症対応型介護予防短期入所療養介護費

- イ 要支援1 834単位
ロ 要支援2 1,027単位

注1-6 (略)

(4) (5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算(1) 22単位
二 サービス提供体制強化加算(2) 18単位
三 サービス提供体制強化加算(3) 8単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定率を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる14分に依り、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 (略)
(略)
(略)

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)

- ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)
イ 要支援1 780単位
ロ 要支援2 726単位

- ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)
イ 要支援1 652単位
ロ 要支援2 810単位

ニ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)

- ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)
イ 要支援1 579単位
ロ 要支援2 716単位

- ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(4)
イ 要支援1 640単位
ロ 要支援2 798単位

ロ ユニット型認知症対応型介護予防短期入所療養介護費(2)

- イ 要支援1 834単位
ロ 要支援2 1,027単位

注1-4 (略)

(4) (5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算(1) 18単位
二 サービス提供体制強化加算(2) 12単位
三 サービス提供体制強化加算(3) 6単位
四 サービス提供体制強化加算(4) 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定率を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる14分に依り、平成23年3月31日までの間、(6)及び(8)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 (略)

- 四 介護職員処遇改善加算Ⅱ ②により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
五 介護職員処遇改善加算Ⅲ ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)

- ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)
イ 要支援1 576単位
ロ 要支援2 719単位

- ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)
イ 要支援1 693単位
ロ 要支援2 794単位

ニ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)

- ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)
イ 要支援1 568単位
ロ 要支援2 702単位

- ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(4)
イ 要支援1 627単位
ロ 要支援2 762単位

[illegible][illegible]

① Ⅱ型特別介護施設病院介護予防利用人所受委託費③	Ⅰ 要支援1	569単位
	Ⅱ 要支援2	769単位
② ユニット型Ⅰ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		
Ⅰ ユニット型Ⅰ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費①		
Ⅱ ユニット型Ⅰ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費②	Ⅰ 要支援1	673単位
	Ⅱ 要支援2	834単位
Ⅲ 経過型ユニット型Ⅰ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	673単位
	Ⅱ 要支援2	834単位
③ ユニット型Ⅱ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費①		
Ⅰ ユニット型Ⅱ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅱ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	653単位
	Ⅱ 要支援2	821単位
④ ユニット型Ⅲ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅰ ユニット型Ⅲ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅲ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	688単位
	Ⅱ 要支援2	838単位
⑤ ユニット型Ⅳ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		
Ⅰ ユニット型Ⅳ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅳ型介護施設病院介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	680単位
	Ⅱ 要支援2	782単位
Ⅲ 経過型ユニット型Ⅰ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	630単位
	Ⅱ 要支援2	782単位
⑥ ユニット型Ⅱ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅰ ユニット型Ⅱ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅱ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	630単位
	Ⅱ 要支援2	782単位
⑦ ユニット型Ⅲ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅰ ユニット型Ⅲ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅲ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	630単位
	Ⅱ 要支援2	782単位
⑧ ユニット型Ⅳ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅰ ユニット型Ⅳ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費		
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅳ型特別介護施設病院介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	630単位
	Ⅱ 要支援2	782単位
⑨ Ⅰ～Ⅳ (略)		
⑩ Ⅰ～Ⅳ (略)		

① Ⅱ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費③	Ⅰ 要支援1	568単位	
	Ⅱ 要支援2	835単位	
② ユニット型Ⅰ型介護施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	Ⅰ ユニット型Ⅰ型介護施設介護予防短期入所療養介護費①		
	Ⅱ ユニット型Ⅰ型介護施設介護予防短期入所療養介護費②		
Ⅲ ユニット型Ⅰ型介護施設介護予防短期入所療養介護費③	Ⅰ 要支援1	669単位	
	Ⅱ 要支援2	818単位	
Ⅳ ユニット型Ⅰ型介護施設介護予防短期入所療養介護費④	Ⅰ 要支援1	669単位	
	Ⅱ 要支援2	818単位	
③ ユニット型Ⅱ型介護施設介護予防短期入所療養介護費①			
Ⅰ ユニット型Ⅱ型介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅱ型介護施設介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	650単位	
	Ⅱ 要支援2	808単位	
④ ユニット型Ⅲ型介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅰ ユニット型Ⅲ型介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅲ型介護施設介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	674単位	
	Ⅱ 要支援2	821単位	
⑤ ユニット型Ⅳ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)			
Ⅰ ユニット型Ⅳ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅱ ユニット型Ⅳ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費②	Ⅰ 要支援1	674単位	
	Ⅱ 要支援2	821単位	
⑥ ユニット型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)			
Ⅰ ユニット型Ⅰ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅱ ユニット型Ⅰ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費②	Ⅰ 要支援1	618単位	
	Ⅱ 要支援2	767単位	
Ⅲ ユニット型Ⅰ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費③			
Ⅰ 要支援1	Ⅱ 要支援2	618単位	
		767単位	
⑦ ユニット型Ⅱ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅰ ユニット型Ⅱ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅱ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	618単位	
	Ⅱ 要支援2	767単位	
⑧ ユニット型Ⅲ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅰ ユニット型Ⅲ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅲ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	618単位	
	Ⅱ 要支援2	767単位	
⑨ ユニット型Ⅳ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅰ ユニット型Ⅳ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費			
Ⅱ 経過型ユニット型Ⅳ型特別介護施設介護予防短期入所療養介護費	Ⅰ 要支援1	618単位	
	Ⅱ 要支援2	767単位	
⑩ Ⅰ～Ⅳ (略)			
⑪ Ⅰ～Ⅳ (略)			

11 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(別添)

12 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③ (略)

(別添)

(別添)

13 (略)

5 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費(1日につき)

① 費支額1	182単位
② 費支額2	310単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費(1月につき)

注1・2 (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の機能訓練等により当該個別機能訓練計画を見直しした場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、②については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注4を算定している場合は、①は算定せず、②は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

① 生活機能向上支援加算Ⅰ	100単位
② 生活機能向上支援加算Ⅱ	200単位

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する者の理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で

11 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算Ⅰ	18単位
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	12単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位
④ サービス提供体制強化加算Ⅳ	6単位

12 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防施設入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防施設入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、①及び②については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③ (略)

④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅱ ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

13 (略)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費(1日につき)

① 費支額1	181単位
② 費支額2	310単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費(1月につき)

注1・2 (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合には、生活機能向上支援加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する者の理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で

6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算Ⅰとして、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅱを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切な実施の実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅲとして、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

5-7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

9 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、特等介護看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

- ① 利用者ごとのA値^(イ)値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ② 必要に応じて介護予防特定施設サービス計画(指定介護予防サービス基準第347条第2号に規定する介護予防特定施設サービス計画をいう。)を見直すなど、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定介護予防特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な費用を活用していること。

ハ (略)

ニ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |
- (別表)

6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

5-7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

ハ (略)

ニ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

② 非難予防認可申請必須型箇所非難発生

一 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ア 要支援1 158単位
- イ 要支援2 176単位

二 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ア 要支援1 448単位
- イ 要支援2 497単位

三 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ア 要支援1 688単位
- イ 要支援2 747単位

四 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ア 要支援1 888単位
- イ 要支援2 961単位

五 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ア 要支援1 1178単位
- イ 要支援2 1262単位

六 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- ア 要支援1 1596単位
- イ 要支援2 1709単位

ロ 介護予防認知症対応型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ア 要支援1 247単位
- イ 要支援2 261単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ア 要支援1 338単位
- イ 要支援2 373単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ア 要支援1 418単位
- イ 要支援2 453単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ア 要支援1 498単位
- イ 要支援2 533単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ア 要支援1 578単位
- イ 要支援2 613単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- ア 要支援1 658単位
- イ 要支援2 693単位

(注1) 別に厚生労働省が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。）以下（以下）に届け出た介護型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人口、介護費が適宜並びに指定地域密着型介護予防サービスに依る介護予防のための効果的な支援の方法に関する計画）（平成

② 非難予防認可申請必須型箇所非難発生

一 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ア 要支援1 127単位
- イ 要支援2 171単位

二 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ア 要支援1 447単位
- イ 要支援2 463単位

三 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ア 要支援1 664単位
- イ 要支援2 749単位

四 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ア 要支援1 881単位
- イ 要支援2 959単位

五 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ア 要支援1 1099単位
- イ 要支援2 1180単位

六 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- ア 要支援1 1316単位
- イ 要支援2 1406単位

ロ 介護予防認知症対応型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ア 要支援1 246単位
- イ 要支援2 260単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ア 要支援1 326単位
- イ 要支援2 372単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ア 要支援1 406単位
- イ 要支援2 452単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ア 要支援1 486単位
- イ 要支援2 532単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ア 要支援1 566単位
- イ 要支援2 612単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- ア 要支援1 646単位
- イ 要支援2 692単位

(注1) 別に厚生労働省が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。）以下（以下）に届け出た介護型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人口、介護費が適宜並びに指定地域密着型介護予防サービスに依る介護予防のための効果的な支援の方法に関する計画）（平成

18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 感傷病又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分ののり以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内限り、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内限り、引き続き加算することができる。

4 (略)

5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業員(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する従業員又は指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する従業員をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型介護予防サービス基準第27条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を超えて、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------|------|
| ① 入浴介助加算(Ⅰ) | 40単位 |
| ② 入浴介助加算(Ⅱ) | 35単位 |

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者や身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、日については、利用者の急性期等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は翌々月

18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者や身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上支援加算として、1日につき300単位を所定単位数に加算する。ただし、注目を算定している場合は、1日につき100単位を所定単位数に加算する。

に1回を単位として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、(2)を算定している場合、(1)は算定せず、(3)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上支援加算(1)	100単位
(2) 生活機能向上支援加算(2)	200単位

- 8 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日20分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経歴を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(1)として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(1)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(2)として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

9 (略)

- 10 次に掲げるいずれの法系にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この法において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した月の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が(注1)において「管理栄養士等」という1が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

(新設)

- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日20分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経歴を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

7 (新)

(新設)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養改善相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

① (略)

② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食状態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

④・⑤ (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する保健型・療養型指定介護予防施設対応型通所介護事業所又は利用型指定介護予防施設対応型通所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中毎月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず。当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においては算定しない。

① 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ

20単位

② 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ

5単位

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔ケアの指導若しくは実施又は食事・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この件において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① 口腔機能向上加算Ⅰ

150単位

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養改善相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

① (略)

② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、保健職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この件において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食状態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

④・⑤ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防施設対応型通所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中毎月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する口腔職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。）に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合においては算定せず。当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔ケアの指導若しくは実施又は食事・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この件において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

(新設)

② 口腔機能強化加算Ⅱ

(別表)

(別表)

(別表)

(別表)

(別表)

160単位

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

① 利用者ごとのADL値（ADLの数値に基づき判定した値をいう。以下同じ）、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

② 必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

15-17 (略)

Ⅱ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| ① サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 22単位 |
| ② サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位 |
| ③ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

Ⅲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を定めているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(Ⅰ)-(Ⅲ) (略)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始前に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善支援計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善支援計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

11-13 (略)

Ⅱ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| ① サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 18単位 |
| ② サービス提供体制強化加算Ⅱロ | 19単位 |
| ③ サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

Ⅲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を定めているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、①及び②については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

Ⅰ-(Ⅱ) (略)

(略)
(略)
(略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

イ 費支額1	3,418単位
ロ 費支額2	6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

イ 費支額1	3,088単位
ロ 費支額2	6,264単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1月につき)

(1) 費支額1	123単位
(2) 費支額2	529単位

注1～6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。)又はその一部として使用される事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従事者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。)又はその一部として使用される事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従事者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 (略)

ハ (略)

三 認知症行動・心理状態型対応加算

注1 イについて、医師が、認知症の行動・心理状態が認知されるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7月を限度として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

ホ、ヘ (略)

ト 生活機能向上支援加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第25号、以下「指定介護予防サービス基準」という。)第70条第1項に規定する指定介護予防訪問リ

4 介護職員処遇改善加算Ⅲ(別により算定した単位数の100分の80に相当する単位数)

5 介護職員処遇改善加算Ⅳ(別により算定した単位数の100分の80に相当する単位数)

ホ (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

イ 費支額1	3,418単位
ロ 費支額2	6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

イ 費支額1	3,088単位
ロ 費支額2	6,264単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1月につき)

(1) 費支額1	123単位
(2) 費支額2	529単位

注1～6 (略)

(新設)

(新設)

7 (略)

ハ (略)

(新設)

二・ホ (略)

三 生活機能向上支援加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第25号、以下「指定介護予防サービス基準」という。)第70条第1項に規定する指定介護予防訪問リ

ハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防施設所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第17条第1項に規定する指定介護予防施設所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している区域提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径1キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画（指定区域別看護介護予防サービス基準第6条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2. (略)

ナ. 口腔・栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき10単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

リ. 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとの入居記録、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヌ. サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ) イを算定している場合

① サービス提供体制強化加算Ⅰ)	750単位
② サービス提供体制強化加算Ⅱ)	600単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅲ)	350単位
(略)	

ハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防施設所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第17条第1項に規定する指定介護予防施設所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している区域提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径1キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画（指定区域別看護介護予防サービス基準第6条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2. (略)

ト. 栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

チ. サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

① サービス提供体制強化加算Ⅰイ)	640単位
② サービス提供体制強化加算Ⅰロ)	500単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ	350単位
④ サービス提供体制強化加算Ⅲ	350単位

(2) ロを算定している場合

一 サービス提供体制強化加算(イ)	25単位
二 サービス提供体制強化加算(ロ)	25単位
三 サービス提供体制強化加算(ハ)	12単位

(略)

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の102に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の74に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の91に相当する単位数
- (例)
- (例)

2 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費Ⅰ 760単位
- (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費Ⅱ 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

- (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ 788単位
- (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ 773単位

注1・2 (略)

3 イ及びロ(2)について、共同生活介護の数が8である指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、活動を行う職員の数を2人以上とする場合(指定地域密着型介護予防サービス基準第20条第1項ただし書に規定する場合に限る。)に、利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき10単位を差し引いて得た単位数を算定する。

4 (略)

(2) ロを算定している場合

一 サービス提供体制強化加算(イ)	21単位
二 サービス提供体制強化加算(ロ)	16単位
三 サービス提供体制強化加算Ⅱ	12単位
四 サービス提供体制強化加算Ⅲ	12単位

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の100分の91に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ ロにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ ロにより算定した単位数の100分の89に相当する単位数

2 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の100分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の100分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費Ⅰ 757単位
- (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費Ⅱ 742単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

- (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ 785単位
- (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ 770単位

注1・2 (略)

(新設)

3 (略)

3 ロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を想定している場合は算定しない。

7 (略)

ハ～ホ (略)

ニ 生活機能向上支援加算

(1) 生活機能向上支援加算Ⅰ

100単位

(2) 生活機能向上支援加算Ⅱ

200単位

注1 (1)について、介護作成担当者(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する介護作成担当者という。注2において同じ。)が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第87条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、介護作成担当者(当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を想定している場合には算定しない。

4 ロについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第129号)第5条の3第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を想定している場合は算定しない。

6 (略)

ハ～ホ (略)

ハ 生活機能向上支援加算

200単位

(特設)

(新設)

(新設)

注 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、介護作成担当者(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する介護作成担当者という。注2において同じ。)が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下この注において同じ。)を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。

ト 栄養管理体制加算

(30単位)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業員以外の管理栄養士を含む。)が、従業員に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

チ (略)

リ 口腔・栄養スクリーニング加算

(20単位)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においてはその加算しない。

ス 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのA/DI値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

小 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(イ) 32単位
- (2) サービス提供体制強化加算(ロ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算(ハ) 6単位

(前略)

タ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年4月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(イ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(略)

ト (略)

チ 栄養スクリーニング加算

(5単位)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が従来状態の場合においては、従来状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合は、栄養スクリーニング加算として1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(略)

リ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(イ) 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(ロ) 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(ハ) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(ニ) 6単位

ス 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年4月31日までの間(4年度分)については、別に厚生労働大臣が定める間(日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(イ) イからリまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからロまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
(除る)
(除る)
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算
- 市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の処遇の改善等を実施しているものとして市町村長が届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ イからロまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(注) 市長が認定する介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ(イ)及びⅣ(ロ)の算定は、当該市が定める基準に適合しているものとする。

第十八条 市が認定する介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ(イ)及びⅣ(ロ)の算定は、当該市が定める基準に適合しているものとする。

(第56号外第56号)

市	市
別表	別表
指定介護予防支援介護給付費単位数表	指定介護予防支援介護給付費単位数表
介護予防支援費	介護予防支援費
イ 介護予防支援費 (1月につき)	イ 介護予防支援費 (1月につき)
注 1・2 (略)	注 1・2 (略)
ロ 初回加算	ロ 初回加算
注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。以下において同じ。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下において同じ。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。	注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。以下において同じ。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下において同じ。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。
ハ 長期滞在加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援サービスの事業の人口及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下において同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。	注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人口、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第38号)以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第33条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからロまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅵ (32)により算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算
- 市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の処遇の改善等を実施しているものとして市町村長が届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ イからロまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

